

監 査 年 報

(平成29年度)

平成31年3月

香川県監査委員事務局

はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を行っています。

この度、平成 29 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

平成 31 年 3 月

香川県監査委員事務局

目 次

業務執行状況（平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月）	1
I 定期監査	3
II 行政監査	17
III 財政的援助団体等の監査	24
IV 住民監査請求に基づく監査	29
V 包括外部監査	59

監査業務執行状況の概要（平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

1 定期監査については、

「自主検査の正確性・厳格性」

「重要物品の有効活用」

「契約事務における公正性・競争性・透明性の確保」

の3項目を重点項目として定めるとともに、法規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、平成 30 年 1 月から 8 月までの間に、平成 29 年度を対象に次の 212 所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

①取引業者への裏づけ調査（反面調査）の実施

②会計自主検査の確認

③監査調書の正確性の徹底

④外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数			
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計	
政策部・出納局	10	5	15	土木部	9	5	14	
総務部	11	2	13	各種委員会・議会	7	0	7	
危機管理総局	2	1	3	教育委員会	8	45	53	
環境森林部	5	4	9	公安委員会	30	12	42	
健康福祉部	7	10	17	公営企業	病院	1	3	4
商工労働部	4	4	8		水道	1	1	2
交流推進部	4	1	5	計	106	106	212	
農政水産部	7	13	20					

監査の結果、指導注意事項が 59 件、検討指示事項が 12 件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、これを公表した。

2 行政監査については、平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までの間に「県有施設における利用者の安全・安心の確保について」をテーマに実施した。監査の実施方法は、全所属を対象に、県有施設利用者の安全確保対策や AED の設置・管理状況について書面で報告を求めた上で、防火管理者選任対象施設を対象として 119 施設を抽出し、必要に応じて実地調査を行い、その結果に基づき監査を行った。監査対象とした県有施設では、おおむね適正に対応されていたが、一部において改善を要すると認められる事項について意見（8 項目）を行うとともに、今後より良

い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望(18項目)を行った。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事等から通知があり、平成30年11月に公表した。

- 3 財政的援助団体等の監査については、平成29年10月から平成29年12月までの間に、平成28年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については(公財)吉野川水源地域対策基金など14団体、補助団体については(公社)香川県私学退職金社団など8団体、施設の指定管理者については穴吹エンタープライズ(株)など7団体の延べ29団体(実団体23団体)について監査を行った。監査の結果、指摘事項が1団体2件、指導注意事項が10団体14件、検討指示事項が2団体2件認められた。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 4 住民監査請求に基づく監査については、平成29年度中に5件の請求があり、処理結果は、棄却(一部却下)1件、棄却(一部却下、一部合議不調)1件及び合議不調3件であった。

- 5 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。

検査の結果は、いずれも計数は正確であった。

検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。

- 6 平成29年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。

その結果、一般会計、特別会計については、計数は正確であり、予算の執行等については、一部定期監査で改善を指導したものを除き、適正に行われていると認められた。

県立病院事業会計については、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示され、事業の運営等については、一部改善を要するものを除き、適正に行われていると認められた。

水道事業の3会計については、各会計の計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示され、事業の運営等については、適正に行われていると認められた。

- 7 平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、知事から審査に付された健全化判断比率が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。その結果、いずれも適正に作成されていると認められた。

- 8 平成29年度包括外部監査については、外部監査人により「香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務」をテーマに、病院局及び土木部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。

監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、平成30年11月に公表した。

I 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成29年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について212所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は59件、検討指示事項は12件認められた。

1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
		所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局	15 (15)			4 (6)	5 (9)	1 (0)	1 (0)	6 (9)
総務部	13 (13)			5 (3)	5 (7)	1 (0)	1 (0)	6 (7)
危機管理総局	3 (3)			1 (2)	2 (2)			2 (2)
環境森林部	9 (10)			2 (2)	2 (3)			2 (3)
健康福祉部	17 (17)			4 (7)	4 (9)	1 (0)	1 (0)	5 (9)
商工労働部	8 (8)			2 (4)	2 (4)			2 (4)
交流推進部	5 (5)			2 (2)	2 (4)	1 (0)	2 (0)	4 (4)
農政水産部	20 (20)			6 (5)	6 (10)	0 (1)	0 (1)	6 (11)
土木部	14 (14)			5 (6)	5 (7)			5 (7)
各種委員会・議会	7 (7)			0 (1)	0 (2)			0 (2)
教育委員会	53 (55)			13 (7)	15 (8)	6 (4)	6 (4)	21 (12)
公安委員会	42 (42)			2 (2)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	4 (2)
公営企業	病院	4 (4)		3 (3)	7 (11)	0 (1)	0 (1)	7 (12)
	水道	2 (2)		1 (0)	1 (0)			1 (0)
合計	212 (215)	0 (0)	0 (0)	50 (50)	59 (78)	11 (6)	12 (6)	71 (84)

(注) かつこ書は、平成28年度対象の件数である。

(参考)

用語の説明

1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

3 検討指示事項

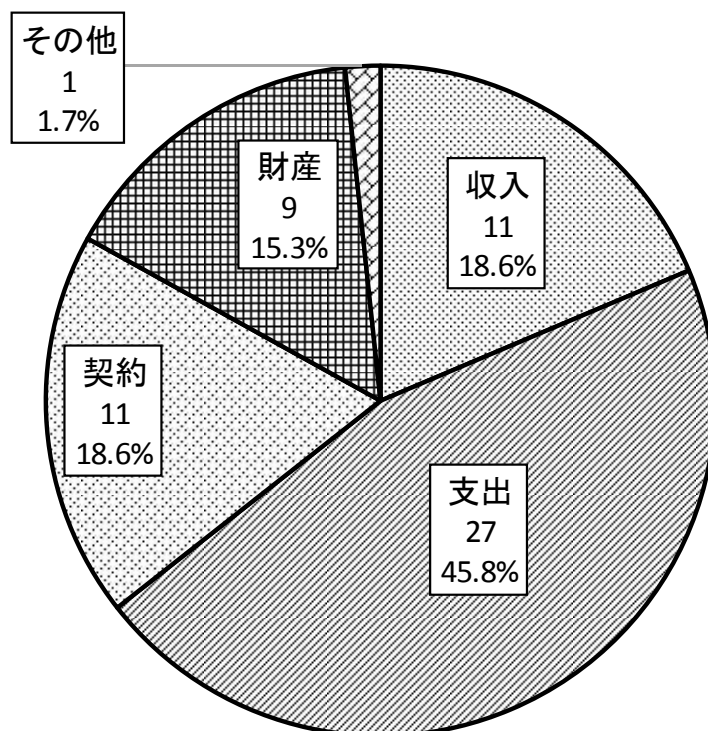
検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	財産	その他	計	
政策部・出納局	1	3	1	0	0	5	
総務部	0	3	1	1	0	5	
危機管理総局	1	0	0	1	0	2	
環境森林部	0	0	2	0	0	2	
健康福祉部	0	3	0	1	0	4	
商工労働部	1	0	0	1	0	2	
交流推進部	1	1	0	0	0	2	
農政水産部	0	3	1	2	0	6	
土木部	2	1	2	0	0	5	
各種委員会・議会	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	4	6	3	2	0	15	
公安委員会	1	1	0	1	0	3	
公営企業	病院	0	5	1	0	1	7
	水道	0	1	0	0	0	1
合計	11	27	11	9	1	59	

図 指導注意事項の内訳（区分、件数、構成比）



(ア) 収入(証紙を含む。)

(単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
5	2	3	1	0	11

(イ) 支出

(単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	賃金報酬	その他	計
2	17	6	1	1	27

(ウ) 契約(工事を含む。)

(単位 件)

履行確認	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
0	5	1	5	0	0	11

(エ) 財産(物品を含む。)

(単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	契約	その他	計
1	1	7	0	0	9

(オ) その他

(単位 件)

団体検査等	監査調書 記載誤り	その他	計
0	0	1	1

3 検討指示事項の内容別内訳(総括表)

(単位 件)

部 局 名	収入	支出	契約	財産	その他	計
政策部・出納局		1				1
総務部			1			1
危機管理総局						0
環境森林部						0
健康福祉部			1			1
商工労働部						0
交流推進部		1	1			2
農政水産部						0
土木部						0
各種委員会・議会						0
教育委員会		1	4	1		6
公安委員会			1			1
公営企業						0
病院						0
水道						0
合計	0	3	8	1	0	12

4 指導注意事項の具体的内容(59件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>政策部 収入</p> <p>支出</p> <p>契約</p>	<p>ア 収入について 収入事務について、納期限までに納付しない者に対して督促状の発行が遅れているものがあった。また、このことについて、自主検査において見過ごされていた。(文化芸術局)</p> <p>イ 支出について (ア) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。また、超過勤務等命令簿の日付を誤って記載しているものがあった。(文化芸術局) (イ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(小豆総合事務所)</p> <p>ウ 契約について 清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかった。(県立ミュージアム)</p>	<p>ア 収入について 収入事務については、督促状の発行が遅れないよう、確認を徹底することとした。また、自主検査の手引に基づき、適正な自主検査を行うこととした。</p> <p>イ 支出について (ア) 直ちに支給の手続を行った。今後は、超過勤務等命令簿の確認を徹底することとした。 (イ) 直ちに支給の手続を行った。今後は、複数体制で入力確認を徹底するとともに、退勤時に超過勤務の実績入力を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>ウ 契約について 清掃業務委託における仕様書と予定価格積算内容については、次年度以降で検討したい。</p>
<p>出納局 支出</p>	<p>ア 支出について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(出納局)</p>	<p>ア 支出について 直ちに支給の手続を行った。また、他に超過勤務手当の支給漏れがないか再確認を行った。 今後は、業務終了時に必ず超過勤務の実績入力をするよう職員に周知するとともに、庶務担当及び所属長も入力の確認を徹底することとした。</p>
<p>総務部 支出</p>	<p>ア 支出について (ア) 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあった。(財産経営課) (イ) 県外旅費のうち鉄道賃について、特別な事情がないにもかかわらず、乗車区間が100km未満で指定席料金を支出していた。(税務課) (ウ) 赴任旅費について、路程距離の計算を誤り、支給額が不足しているものがあった。(総務</p>	<p>ア 支出について (ア) 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、毎月、関係書類を突合し確認を徹底する。 (イ) 支給していた指定席料金については、直ちに返納処理を行った。今後は、旅費システム入力の際に指定席料金が加算される場合は注意を払うようにする。 (ウ) 予備調査翌日に該当職員に説明し、直ちに支払を行った。平成30年度からは路程距離の計</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>契約</p> <p>物品</p>	<p>事務集中課)</p> <p>イ 契約について 清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかった。また、入札参加業者から提出された入札金額の積算内訳書の確認が不十分であった。(文書館)</p> <p>ウ 物品について ETCカード使用管理簿について、高速道路等の利用に関する事務取扱要領に定められたとおりに記載をしていなかった。また、自主検査済の記載がなかった。(国際課)</p>	<p>算過程を明記し、作成者以外の者が確認できるようにしている。</p> <p>イ 契約について 清掃業務委託については、今後の入札時には仕様書とその積算内容が一致するように見直しを行う。また、入札参加業者から提出された入札金額の積算内訳書は、複数の職員により確認を十分に行う。</p> <p>ウ 物品について 直ちに事務取扱要領に定められたとおりに記載を修正し、自主検査済の記載を追記した。今後は、事務取扱要領に則り記載するよう徹底した。</p>
<p>危機管理総局 収入</p> <p>物品</p>	<p>ア 収入について 前年度指導していたにもかかわらず、証紙関係証拠書類の編さんについて、表紙の証紙収入金額等の記載誤りや、袋とじの割印をしていないものがあった。また、これについて自主検査で見過ごされていた。(危機管理課)</p> <p>イ 物品について 前年度指導していたにもかかわらず、廃棄した備品について、不用品決定併廃棄処分書に払出納通知済の確認がされていなかった。備品一覧表に物品取扱員による物品の照合検査を行った旨の記載がなく、物品の照合検査が行われていないものがあった。また、これについて自主検査で見過ごされていた。(危機管理課)</p>	<p>ア 収入について 直ちに、記載誤りの修正と割印を行った。今後は、複数の職員により確認するとともに、自主検査時の確認を徹底する。</p> <p>イ 物品について 直ちに、不用品決定併廃棄処分書における払出納通知済の確認並びに物品の照合検査及び照合検査を行った旨の記載を行った。今後は、自主検査時の確認を徹底し、物品の適正な管理に努める。</p>
<p>環境森林部 契約</p>	<p>ア 契約について (ア) 清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算するとともに、最低制限価格を設定する必要がある。(環境保健研究センター) (イ) 「スマート・フードライフ」等普及啓発業務委託について、契約書が作成されないまま事業</p>	<p>ア 契約について (ア) 清掃業務委託に係る予定価格については、財産経営課が定める「清掃業務委託標準仕様書」及び「清掃業務委託積算基準について」に沿い、標準仕様書を用いて積算するとともに、最低制限価格を設定した。 (イ) 今後は、契約の締結等が遅延することのないよう、進捗状</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>が開始され、遡って契約書を作成していた。(廃棄物対策課)</p>	<p>況のチェック体制を確立し、適正な契約事務の執行に努める。</p>
<p>健康福祉部 支出</p> <p>財産</p>	<p>ア 支出について (ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。(障害福祉課、生活衛生課)</p> <p>(イ) 特許印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。(健康福祉総務課)</p> <p>イ 財産について 備品の廃棄について、不用の決定及び廃棄処分の決定がされていなかった。また、当該物品の出納通知がされていなかった。(薬務感染症対策課)</p>	<p>ア 支出について (ア) 直ちに修正手続きを行い、平成30年4月に過支給額の返納(障害福祉課、生活衛生課)及び未支給額の支給(生活衛生課)を行った。今後は、実績入力に誤りが起きないように、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成を行った。今後は、印紙購入時に物品購入伺を添付するなど、手続漏れがないよう事務処理を徹底する。</p> <p>イ 財産について 直ちに不用品の決定及び廃棄処分の決定を行い、当該物品の出納通知をした。今後は、決定が確実に行われるよう、庶務担当及び所属長においても事務処理を徹底する。</p>
<p>商工労働部 収入</p> <p>物品</p>	<p>ア 収入について 行政財産目的外使用許可に係る使用料のうち継続使用分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、大幅に徴収が遅れていた。(労働政策課)</p> <p>イ 物品について 自家用貨物自動車について、6か月法定点検をしていないものがあった。(高等技術学校)</p>	<p>ア 収入について 今後は、行政財産の使用許可に関する基準に定める期限内に徴収するよう複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 物品について 平成30年2月に点検を実施した。今後は、公用車の管理台帳を複数の職員で確認し、点検漏れが生じないように管理する。</p>
<p>交流推進部 収入</p>	<p>ア 収入について 前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用について、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料の納期限を、会計年度の初日から起算して30日以内としていないものがあった。(栗林公園観光事務所)</p>	<p>ア 収入について 平成30年度当初分については、全て納期限を30日以内として処理した。今後とも、事前準備を十分にし、手続に漏れがないよう徹底する。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
支出	<p>イ 手当について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(観光振興課)</p>	<p>イ 手当について 漏れのあった超勤実績を入力し、遡って超過勤務手当を支給した。 超過勤務をしたときは、退庁時に実績入力し、翌日にチェックを行う。</p>
<p>農政水産部 支出</p> <p>契約</p> <p>物品</p>	<p>ア 支出について (ア) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものや、承認を受けて出張をしているにもかかわらず旅費が支給されていないものがあった。(土地改良課)</p> <p>(イ) 会員に対する謝金について、誤って別人に支払っているものがあった。(農村整備課)</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、複数の支給漏れがあった。(畜産試験場)</p> <p>イ 契約について 肥料及び農薬類の購入に係る単価契約について、見積書で示された単価と異なる単価で誤って契約を締結しているものがあった。(農業大学校)</p> <p>ウ 物品について (ア) ETCカードについては、使用后、速やかに保管責任者に返還する必要がある。(西讃農業改良普及センター)</p> <p>(イ) 園芸総合センターで生産される原種は、園芸総合センターの物品取扱員に引き継がなけれ</p>	<p>ア 支出について (ア) 旅行命令日が誤っていたものについて、出張命令の変更を行った。また、旅行命令を行っていなかった出張について、遡って旅行命令を行い、旅費を支給した。今後は、自家用車公務使用申請と旅行命令の確認を確実にを行う。</p> <p>(イ) 直ちに、正当な債権者に対して謝金を支払うとともに、誤払いをしていた者に謝金の返納を求めた。源泉徴収を行った所得税については、総務事務集中課に還付請求依頼を行い、税務署より還付を受けて戻入を行った。今後は、債権者のチェックを慎重に行い、誤払いとならないよう細心の注意を払う。</p> <p>(ウ) 直ちに、超過勤務手当の支給漏れ分の実績入力を行い、30年3月に追加支給した。今後は、超過勤務後速やかに実績入力して入力漏れが生じないよう職員に周知するとともに、超過勤務等命令簿と超勤実績簿との突合を徹底することとした。</p> <p>イ 契約について 単価表の作成時に読み合わせを行う等、複数の職員がチェックを確実にすることとした。</p> <p>ウ 物品について (ア) 今後は、高速道路等の利用に関する事務取扱要領を遵守し、使用后速やかに保管責任者に返還するよう周知徹底した。</p> <p>(イ) 園芸総合センターで生産される原種については、同センターの物品取扱員に引き継いだ後、</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>ばならないが、本庁（農業生産流通課）の物品取扱員に引き継がれていた。（農業試験場）</p>	<p>その都度「保管換伺兼出納通知書」を作成し、本庁（農業生産流通課）の物品取扱員に引き継ぐよう改善した。</p>
<p>土木部 収入</p> <p>支出</p> <p>契約</p>	<p>ア 収入について （ア）道路占用料について、占用の許可をした日から1月以内に徴収をしていないものが散見された。（高松土木事務所）</p> <p>（イ）道路占用料について、占用の許可をした日から1月以内に徴収をしていないものがあった。（長尾土木事務所）</p> <p>イ 支出について 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。（下水道課）</p> <p>ウ 契約について （ア）設計金額の積算に当たり、地質調査の結果が十分に反映されていないものがあった。（西讃土木事務所）</p> <p>（イ）海面清掃船の修繕について、修繕できる業者と契約を締結すべきであったにもかかわらず、高松港海面清掃業務委託の受託業者と変更契約を締結して修繕を行わせていた。（港湾課）</p>	<p>ア 収入について （ア）道路占用許可を行う際、道路占用料条例に定められた期限内に占用料の徴収を行うため、遅滞なく収入調定を行うよう、担当者の確認を徹底する。</p> <p>（イ）道路占用許可を行う際、道路占用料条例に定められた期限内に占用料の徴収を行うため、遅滞なく収入調定を行うよう、担当者の確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について 誤支給の手当について、直ちに戻入の手続を行った。再発防止のため、今後は、複数の職員により入力の確認を行うことを徹底する。</p> <p>ウ 契約について （ア）設計金額については、地質調査の結果を十分考慮し、適正な積算を行う。</p> <p>（イ）海面清掃船の大規模な修繕については、海面清掃委託業者ではなく、船舶修理業者と直接、契約を締結する。</p>
<p>各種委員会・議会</p>	<p>該当事項なし</p>	<p>該当事項なし</p>
<p>教育委員会 収入</p>	<p>ア 収入について （ア）現金で納付された生產品売払代金について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿への登記が漏れているものがあった。（多度津高等学校、豊学校、坂出工業高等学校）</p> <p>（イ）証紙を貼付した書類について、月ごとに取りまとめ、通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、定額小為替等により収納した場合の証拠を、証紙を貼付した書類</p>	<p>ア 収入について （ア）直ちに現金受払簿に登録した。現金の受払いが発生する行事を事前に事務部が把握しておき、遺漏のないよう努める。</p> <p>（イ）証紙を貼付した書類について、規定どおりに綴り、保存した。今後は、担当者と出納員が月末ごとに証紙関係の証拠書類の保存方法について確認することとした。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
支出	<p>の最後に新たな通し番号を記入して、保存していなかった。(坂出商業高等学校)</p> <p>イ 支出について 国際文化交流促進事業費補助金において、事業が完了しているにもかかわらず、交付決定の手続ができていなかった。(高校教育課)</p> <p>ウ 手当について (ア) 連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当の支給について、過大に支給しているものがあった。(観音寺第一高等学校、飯山高等学校、農業経営高等学校)</p> <p>(イ) 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事する場合に支給する特殊勤務手当について、支給していないものがあった。(高松桜井高等学校)</p> <p>エ 旅費について 依頼旅費について、支払が6か月以上遅延しているものが散見された。(生涯学習・文化財課)</p>	<p>イ 支出について 直ちに交付決定の手続を行った。今後は、総務担当者が事業の進捗状況を定期的に確認し、再発防止を図ることとした。</p> <p>ウ 手当について (ア) 直ちに戻入の手続を行い納付を確認した。併せて他の職員についても再度確認を行った。また、総務ナビへの入力時に十分注意するよう、関係職員に周知を行った。</p> <p>(イ) 直ちに支給の手続を行い1月に支払を完了した。併せて他の職員についても再度確認を行った。また、総務ナビへの入力時に十分注意するよう、関係職員に周知を行った。</p> <p>エ 旅費について 依頼旅費の発生事実を旅費担当者が確実に把握できるよう、事業担当者が旅費担当者に対し、依頼旅費の起案の回議と依頼文の写しの送付を徹底し、依頼旅行終了後は速やかに旅費の支給手続を行うよう指導した。</p>
財産	<p>オ 財産について 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団屋島事業所が設置している冷蔵庫等について、行政財産の目的外使用許可に係る手続を行っておらず、また、電気料を負担させていなかった。(屋島少年自然の家)</p>	<p>オ 財産について 直ちに行政財産の目的外使用許可の手続を行うとともに、電気料については、半期毎に請求し、納付させることとした。</p>
物品	<p>カ 物品について 小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(屋島少年自然の家)</p>	<p>カ 物品について 今後は、1回目を6月の車検時に、2回目を12月に実施することとし、物品取扱員が、その都度車歴カード等で確認することとした。</p>
契約	<p>キ 契約について (ア) 物品購入契約において、一般競争入札を経て契約を締結した後に、入札時の仕様書に定める購入商品の種類、数量等について、変更契約を行っているも</p>	<p>キ 契約について (ア) 今後は、契約締結後に大幅な内容変更を行うことが無いよう、事前に仕様書の内容を十分に検討することとした。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
	<p>のがあった。(観音寺第一高等学校)</p> <p>(イ) 印刷物発注に係る一般競争入札において、最低制限価格を設定せずに落札者を決定し、契約しているものがあった。(埋蔵文化財センター)</p> <p>(ウ) 物品購入について、予定価格が50万円を超えていたにもかかわらず、書面による予定価格を作成していないものがあった。(高瀬高等学校)</p>	<p>(イ) 今後は、一般競争入札で印刷物を発注する際は、予定価格を作成すると同時に最低制限価格を設定することとした。</p> <p>(ウ) 今後は、予定価格の金額に留意し、担当者と出納員で確認することとした。</p>
<p>公安委員会 収入</p> <p>支出</p> <p>物品</p>	<p>ア 収入について 受託留置に係る償還金について、1日当たりの償還額を誤って、請求しているものがあった。(高松南警察署)</p> <p>イ 支出について 病気休暇から復帰した月の通勤手当が、支給されていなかった。(捜査第二課)</p> <p>ウ 物品について 県有自動車について、12か月法定点検をしていなかった。(高松南警察署)</p>	<p>ア 収入について 直ちに、受託留置に係る償還金の差額の調定手続を行い、差額を請求した。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、償還金誤請求の防止を図る。</p> <p>イ 支出について 直ちに、支給手続を行い、平成29年12月に支給した。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、諸手当の支給漏れの防止を図る。</p> <p>ウ 物品について 該当車両2台については、直ちに、12か月法定点検を実施した。 今後は、道路運送車両法に基づき、遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に法定点検を実施する。</p>
<p>病院局 支出</p>	<p>ア 支出について (ア) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあったので、正当額との差額を追給する必要がある。(中央病院)</p> <p>(イ) 一月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。(中央病院)</p> <p>(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、私用で高速道路を利用したものに誤って支給していた。(中央病院)</p>	<p>ア 支出について (ア) 再計算の上、平成30年7月報酬にて追給した。今後は、部署責任者と総務担当者間で連絡漏れがないよう複数人で確認する。</p> <p>(イ) 平成30年7月に当該職員に該当月分の通勤手当を返納させた。今後は、休暇の取得状況を複数人で確認する。</p> <p>(ウ) 平成30年7月に当該職員に該当部分の高速道路通行料金に係る通勤手当を返納させた。今</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>契約</p> <p>その他</p>	<p>(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(白鳥病院)</p> <p>(オ) 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあった。(白鳥病院)</p> <p>イ 契約について シルバー人材センターとの労働者派遣に関する契約手続については、会計規則に定める各種公表を行う必要があった。また、契約書の自動更新条項を削除し、年度毎に契約手続を行う必要がある。(丸亀病院)</p> <p>ウ その他 嘱託職員の出勤簿について、前年度指導していたにもかかわらず押印漏れがあった。(中央病院)</p>	<p>後は、手当の支給前に複数人で確認する。</p> <p>(エ) 支給できていなかった車賃を計算し、平成30年7月に本人口座に振込んだ。今後は、旅費の支給漏れがないよう複数人で確認する。</p> <p>(オ) 県外旅費の再計算を行い、平成30年7月に不足分を本人口座に振込んだ。今後は、旅費の支給前に複数人で確認する。</p> <p>イ 契約について 次年度から、会計規則に定める必要な各種公表を行う。 また、契約については、年度毎に契約手続を行うこととした。</p> <p>ウ その他 出勤簿及び休暇簿の電子化を行う(平成30年11月から開始予定)。</p>
<p>水道局 支出</p>	<p>ア 手当について 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細を確認しておらず、支給額が過大になっているものがあった。(県営水道事務所)</p>	<p>ア 手当について 還元額明細を遡って確認し、過大に支給されていた金額を平成30年2月に戻入した。今後は、対象職員へ制度の周知を図るとともに、庶務担当者等による確認を徹底する。</p>

5 検討指示事項の具体的内容(12件)

部局別・内容別	検討指示事項	措置の状況
政策部・出納局 支出	ア 支出について 乗合タクシー維持費補助金交付要綱及び要領について、補助対象等の見直しを検討する必要がある。(文化芸術局)	ア 支出について 乗合タクシー維持費補助金交付要綱及び要領については、補助対象等の見直しを行い、平成30年10月1日付けで改正を行った。
総務部 契約	ア 契約について 海外との青少年交流事業実施に伴う国際線航空券手配等の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(国際課)	ア 契約について 今後は、必要経費の全額を支出し、参加者負担分を収入に計上する。
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部 契約	ア 契約について 庁舎清掃保守点検等業務については、清掃事業者による庁舎警備の解除、再委託を前提とした設備保守点検業務等が含まれており、委託業務内容の見直しを検討する必要がある。(中讃保健福祉事務所)	ア 契約について 庁舎清掃保守点検等業務のうち、再委託していた設備保守点検業務(本館自動ドア及び犬舎の自動シャッター)については、平成30年度から当該委託業務内容から除外し、必要に応じて修繕対応することとした。 なお、清掃事業者による庁舎警備の解除については、難病患者や障害者などの早朝からの来客に対応するため、トイレ等の清掃を終了させておくためのものである。委託内容について、次年度以降で検討したい。
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部 支出	ア 支出について 全国年明けうどん大会の県外PRのため団体に支出をしている負担金について、同団体の決算において次年度への繰越額が多額であることから、支出の必要性を検討	ア 支出について 団体に負担金を支出している業務を見直し、平成31年度から負担金の支出を取りやめる。

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 の 状 況
契約	<p>する必要がある。(県産品振興課)</p> <p>イ 契約について さぬきうまいもんプロジェクト民間団体連携うまいもんPR事業に係る業務委託について、業務内容を明確にするなど、実施方法の見直しを検討する必要がある。(県産品振興課)</p>	<p>イ 契約について 平成30年度から委託する業務内容をより明確に具体化するとともに、成果品の管理を徹底するなどの見直しを行う。</p>
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
<p>教育委員会</p> <p>支出</p> <p>物品</p> <p>契約</p>	<p>ア 支出について 香川県競技スポーツ強化本部補助金交付要綱について、補助対象経費の区分及び補助率に係る規定を定めるよう検討する必要がある。(保健体育課)</p> <p>イ 物品について 数年にわたり倉庫で保管している借入物品について、適正に管理するとともに、有効利用について検討する必要がある。(高松商業高等学校)</p> <p>ウ 契約について (ア) 集団宿泊学習生徒送迎支援業務委託については、業務実施に必要な委託料から業務実施に伴う収入が相殺されるなど、契約上の問題があるので見直しを検討する必要がある。(義務教育課) (イ) 高松養護学校と香川中部養護学校のスクールバス運行委託業務について、別々に契約しているが、隣接した学校であるため、契約の統合を検討する必要がある。(高松養護学校、香川中部養護学校)</p>	<p>ア 支出について 平成30年度から要綱を改正し、補助対象経費及び補助率を明確にした。</p> <p>イ 物品について 校舎改築時に保全のため倉庫に保管していたPTAからの借入物品(美術品5点)については、応接室に飾ることとした。全てを同時に飾ることができないため、定期的に入れ替え、有効利用を図ることとした。</p> <p>ウ 契約について (ア) 業務執行方法について、適正に処理をするよう関係機関と調整、改善を進めていく。 (イ) 平成31年度のスクールバス運行委託業務については、共同運行している高松養護学校・香川中部養護学校のスクールバスの運行を統合し、業務の委託ができるよう検討する。</p>

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 の 状 況
	(ウ) 同一期間で実施するガラス清掃、床面洗浄及びワックス塗布作業の発注について、別々に発注するのではなく、まとめて発注できないか検討する必要がある。(善通寺第一高等学校)	(ウ) 今後は、同一期間で実施する同種の作業については、原則として一括して発注することとし、執行全般においても今まで以上に経済性、効率性に留意することとした。
公安委員会 契約	ア 契約について 仮運転免許試験の実施について、業務委託契約及び試験場借上契約を締結し、委託料と借上料をそれぞれ支出しているが、契約の統合について検討する必要がある。(運転免許課)	ア 契約について 平成30年度の仮運転免許試験の業務委託に当たっては、仮運転免許学科試験場の借上に関する事項を盛り込み、契約を統合した。
病院局	該当事項なし	該当事項なし
水道局	該当事項なし	該当事項なし

II 行政監査

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県有施設における利用者の安全・安心の確保について

2 選定理由

火災や地震等の災害等発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、日頃からソフト面の対策を講じておくことが重要である。

また、心停止時において、早期の使用により救命に大きな効果があるAED（自動体外式除細動器）については、公共施設を中心に普及が進んでいるが、救命の事態が発生した時に確実な対応ができるよう、当該機器の適切な管理が行われる必要がある。

このため、本県の県有施設における利用者等の安全確保対策の取組状況やAEDの設置・管理状況などの現状について検証し、今後の適切な運用に資するため、監査を実施することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成29年7月から平成30年3月まで

2 監査の実施方法

全所属を対象に、県有施設利用者の安全確保対策やAEDの設置・管理状況について書面で報告を求めた上で、防火管理者選任対象施設を対象として119施設を抽出し、必要に応じ実地調査を行い、その結果に基づき監査を行った。

3 監査の主な着眼点

(1) 利用者の安全確保対策

- ア 災害・事故等発生時の対応マニュアルが作成され、定期的に見直されているか。
- イ 消防訓練等は適切に行われているか。
- ウ 共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策が講じられているか。
- エ 危機管理に関する職員研修は実施されているか。

(2) AEDの設置・管理

- ア 設置に関する統一的な方針はあるか。
- イ 購入やリースは計画的、経済的に行われているか。
- ウ 日常点検を適切に実施しているか。

- エ 消耗品の交換や機器本体の管理は適切に行われているか。
- オ 設置場所の表示や設置情報の提供は適切に行われているか。
- カ 操作方法の習得が適切に行われているか。

4 監査の結果と措置状況

監査対象とした県有施設では、おおむね適正に対応されていたが、一部において改善を要すると認められる事項について次表の左欄のとおり意見を行うとともに、今後より良い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望を行った。

その後、施設を管理又は所管する所属から、次表の右欄のとおり意見に係る措置の状況が報告された。

○行政監査結果に基づく措置状況

1 利用者の安全確保対策

消防訓練等について

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ア 消防計画について	丸亀高等学校	丸亀高等学校	防火管理者は、消防法施行規則に基づき、消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出る必要がある。	平成30年3月に消防計画を作成し、丸亀市消防本部予防課に届け出た。次年度以降については、防災計画の作成・提出に遺漏が無いようにすることを、校長、防火管理者、教頭、事務部長、教務主任、防災担当者で申し合わせを行った。
	社会福祉総合センター	健康福祉総務課	(防火管理者は、消防法施行規則に基づき、消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出る必要がある。) 消防計画の内容に変更が生じたときも、上記と同様に届け出る必要がある。	平成30年7月に高松北消防署へ消防計画の変更を届け出た。今後も変更事項が生じた場合は、速やかに届け出るなど適切に対応する。
	聴覚障害者福祉センター	障害福祉課	(防火管理者は、消防法施行規則に基づき、消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出る必要がある。) 消防計画の内容に変更が生じたときも、上記と同様に届け出る必要がある。	平成30年3月に高松南消防署へ消防計画の変更を届け出た。今後も変更事項が生じた場合は、速やかに届け出るなど適切に対応する。
	観音寺総合高等学校	観音寺総合高等学校	(防火管理者は、消防法施行規則に基づき、消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出る必要がある。) 消防計画の内容に変更が生じたときも、上記と同様に届け出る必要がある。	平成30年4月に三観広域行政組合南消防署へ消防計画の変更を届け出た。次年度以降については、防災計画の作成・提出に遺漏が無いようにすることを、校長、防火管理者、教頭、事務部長、教務主任、防災担当者で申し合わせを行った。
イ 消防訓練の実施について	文化会館	県立ミュージアム	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	香川国際交流会館	国際課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
イ 消防訓練の実施について	満濃池森林公園	みどり整備課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成29年度から、消火訓練及び避難訓練を年2回実施しており、今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	社会福祉総合センター	健康福祉総務課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	子ども女性相談センター	子ども女性相談センター	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	ふじみ園	障害福祉課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	聴覚障害者福祉センター	障害福祉課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	かがわ総合リハビリテーションセンター	障害福祉課	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	サンポート高松 港湾施設	高松港管理事務所	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
イ 消防訓練の実施について	丸亀病院	丸亀病院	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成29年度から、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しており、今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	聾学校	聾学校	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	香川丸亀養護学校	香川丸亀養護学校	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成30年度の消防計画において、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとしている。今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。
	五色台少年自然センター	五色台少年自然センター	特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要がある。	平成29年度から、消火訓練及び避難訓練を年2回実施しており、今後とも、関係法令に基づき、適切に対応する。

2 AEDの設置・管理

AEDの管理について

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ア 点検について	小豆総合事務所	小豆総合事務所	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	AEDの保守管理事業者が、日常点検を実施することとしている。
	青年センター	子ども政策課	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	職員を点検担当者として配置し、日常点検を実施する。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ア 点検について	県民ホール	文化振興課	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	職員を点検担当者として配置し、日常点検を実施する。
	文書館	文書館	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	職員を点検担当者として配置し、日常点検を実施する。
	高等技術学校 高松校	高等技術学校	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	職員を点検担当者として配置し、日常点検を実施する。
	総合運動公園	保健体育課	AEDを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。	職員を点検担当者として配置し、日常点検を実施する。
イ 消耗品（電極パッド、バッテリー）の管理について	小豆総合事務所	小豆総合事務所	電極パッドやバッテリーの使用期限を把握し、適時に交換を行い、適切に管理する必要がある。	日常点検時等に電極パッドやバッテリーの使用期限を確認し、必要であれば交換を行っている。
	職員共済会館	職員課	電極パッドやバッテリーの使用期限を把握し、適時に交換を行い、適切に管理する必要がある。	経営委託業者に対し、電極パッドやバッテリーの使用期限を把握し、随時に交換を行うなど適切に管理するよう指導し、その管理状況を、随時監督する。
	斯道学園	斯道学園	電極パッドやバッテリーの使用期限を把握し、適時に交換を行い、適切に管理する必要がある。	日常点検時等に電極パッドやバッテリーの使用期限を確認し、必要であれば交換を行うこととした。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
イ 消耗品（電極パッド、バッテリー）の管理について	小豆総合事務所	小豆総合事務所	消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルについて、製造販売業者等に交付を求め、AED本体又は収納ケース等に取り付ける必要がある。	製造販売業者等が交付したものを設置者から徴し、AEDの収納ケースに取り付けている。
ウ 本体の管理について	小豆総合事務所	小豆総合事務所	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成29年8月に、AED本体の耐用期間を把握し、期間内であることを確認した。
	県民ホール	文化振興課	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年5月に、AED本体の耐用期間を把握し、期間内であることを確認した。
	高松合同庁舎	県税事務所	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年5月に、AED本体の耐用期間を把握し、期間内であることを確認した。
	満濃池森林公園	みどり整備課	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成29年8月にAEDを更新し、本体の耐用期間を確認した。
	三豊合同庁舎	西讃保健福祉事務所	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年3月に、AED本体の耐用期間を把握し、期間内であることを確認した。
	栗林公園	栗林公園観光事務所	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年7月にAEDを更新し、本体の耐用期間を確認した。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ウ 本体の管理について	農業大学校	農業大学校	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年4月にAEDを更新し、本体の耐用期間を確認した。
	サンポート高松 港湾施設	高松港管理事務所	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年5月にAEDを更新し、本体の耐用期間を確認した。
	中央病院	中央病院	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年4月に、AED本体の耐用期間を確認し、期間を過ぎているものについては、11月中に更新する。
	石田高等学校	石田高等学校	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成30年4月に、自動販売機に付帯するAEDについても、定期点検に立ち会って耐用期間内であることを確認した。
	総合水泳プール	保健体育課	救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。 なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。	平成29年8月に、AED本体の耐用期間を把握し、期間内であることを確認した。

AEDの設置情報の提供について

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録について	県立ミュージアム	県立ミュージアム	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年7月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。

項目	施設名	施設を管理又は所管する所属	着眼点別意見	左に対する措置状況
ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録について	瀬戸内海歴史民俗資料館	県立ミュージアム	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについては、書面調査で公開していないと回答したが、平成27年6月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開していた。
	東山魁夷せとうち美術館	東山魁夷せとうち美術館	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年5月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。
	天神前分庁舎	財産経営課	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年4月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。
	公測森林公園	みどり整備課	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年5月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。
	さぬきこどもの国	子ども政策課	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年5月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。
	かがわ総合リハビリテーションセンター	障害福祉課	一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているAEDは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。	未登録のものについて、平成30年5月に、(一財)日本救急医療財団へ設置情報を登録し、公開した。

Ⅲ 財政的援助団体等の監査

1 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政的援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政的援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

3 平成29年度実施の監査（平成28年度対象）

(1) 監査実施団体（23団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財)吉野川水源地域対策基金	出資
2	(公財)明治百年記念香川県青少年基金	出資
3	(学)倉田学園	補助
4	(学)高松学園	補助
5	(学)国東学園	補助
6	(公社)香川県私学退職金社団	補助
7	(公財)香川県国際交流協会	出資 指定管理
8	(公財)かがわ水と緑の財団	出資 指定管理
9	(公財)かがわ健康福祉機構	出資 補助 指定管理
10	(公財)香川県児童・青少年健全育成事業団	出資 指定管理
11	(公財)香川県身体障害者団体連合会	出資
12	(公財)香川いのちのリレー財団	出資
13	(公財)香川県食鳥衛生検査センター	出資
14	(公財)香川県生活衛生営業指導センター	出資 補助
15	香川県中小企業団体中央会	補助
16	穴吹エンタープライズ(株)	指定管理
17	(公財)高松観光コンベンション・ビューロー	出資
18	シンボルタワー開発(株)	指定管理
19	琴参バス(株)	補助
20	香川県漁業信用基金協会	出資
21	(公財)香川県下水道公社	出資
22	四電工・シンコースポーツグループ	指定管理
23	(公財)香川県暴力追放運動推進センター	出資

(2) 監査の結果と措置の状況

平成29年度に実施した財政的援助団体等の監査の監査結果及びこれに基づき講じた措置について知事から報告があった。

(1) 監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
学校法人 倉田学園	指導注意事項	普通預金の一部について、貸借対照表に計上されていないものがあった。	貸借対照表に計上されていなかった普通預金の一部については、平成29年度決算において過年度修正により対応する。今後は、年度末の預金の残高証明書と貸借対照表に記載する金額の突合を行い、誤りがないよう計上する。
	検討指示事項	資金運用を目的とする金融資産の計上について、適切な勘定科目を検討する必要がある。また、リスクのある資金運用について、資金運用規程等を定めることを検討する必要がある。	資金運用を目的とする金融資産の計上について、公認会計士と勘定科目の検討を行った結果、現状のままとする。 また、資金運用については、有価証券運用規程を平成30年5月までに作成する。
公益財団 法人香川県国際交流協会	指導注意事項	釣銭受払簿について、現金との不一致及び記載漏れが確認された。釣銭の取扱いに関する規定を整備し、これに基づいた適正な管理を行う必要がある。	釣銭用現金取扱要領を定め、平成29年12月1日から施行した。現金と釣銭用現金保管簿の突合を毎日行うこととし、万一、過誤があった場合においても当日中に判明する体制を整備した。
公益財団 法人かがわ水と緑の財団	指導注意事項	50万円を超える修繕について、事前に事業者から見積書を徴収することが可能であるものは、会計規程に従い3人以上の者から見積書を徴収する必要がある。(香川用水記念公園)	会計規程に従い、管理業務委託関連の修繕においても、3者以上の者から見積書を徴収することとした。
		財務関係事務の決裁について、組織規程において専務理事専決事項としているにもかかわらず、課長決裁としているものがあった。(香川用水	監査後直ちに、財務関係事務の決裁について、組織規程に定める決裁区分により事務を行うよう職員に周知徹底した。

		記念公園)	
	検討指示事項	会計規程に固定資産の価格の基準がないことから、規程の見直しを検討する必要がある。(香川県公測森林公園)	平成30年3月23日の理事会において、固定資産の取得価格を20万円以上とする会計規程の一部改正を行った。改正以降に取得した固定資産は、台帳により適正に管理を行う。
公益財団法人かがわ健康福祉機構	指導注意事項	県からの委託料の変更に伴う減額について、収益の減少とすべきところ、費用の増加として処理されていた。	平成29年度決算から委託料の変更に伴う減額については、収益の減少として処理する。
		財務規程において、契約金額が50万円を超えるときは契約書の作成を省略できないにもかかわらず、作成していないものがあった。	今後は、財務規程に従い、契約金額が50万円を超える契約を締結するときは、全て契約書を作成する。
		財務計算に関する書類に計上されていない収入及び支出があった。	平成30年度から財務計算に関する書類に、全ての収入及び支出を計上する。
公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	指導注意事項	報酬に係る所得税の源泉徴収がされていないものがあった。	速やかに支払の相手方から徴収漏れとなっていた所得税相当額を返還させるとともに、税務署に納付した。 今後は、源泉徴収漏れがないよう事務処理を徹底する。
公益財団法人香川県身体障害者団体連合会	指導注意事項	財務規程において金額が30万円を超える支出は、会長の決裁が必要であるにもかかわらず、事務局長決裁となっているものがあった。	決裁漏れが生じないように、複数人によるチェックを行うなど決裁段階でその都度確認することとした。
		現金の受払いがあったにもかかわらず、財務規程で備えるものとされている現金出納簿が作成されていなかった。	平成29年11月1日から、現金出納簿を作成し、その都度記載することとした。
公益財団法人香川のいのちの	指導注意事項	職員による立替払が恒常的に行われているが、立替払は真にやむを得ない場合に限る	職員による立替払のうち、郵便料金については、平成29年10月13日付けで日本郵便株式会社と料金

リレー財団		<p>必要がある。</p> <p>また、職員が立替払をした領収書の宛名が職員名となっているものがあった。</p>	<p>後納の取扱契約を結び、同月25日から料金後納の取扱いに変更するとともに、その他の経費については、今後は、立替払を行わず、原則直接払いとし、特例として資金前渡による支払とするよう、職員に周知徹底した。</p> <p>また、領収書の宛名については、今後は、誤りのないよう職員に周知徹底した。</p>
公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	立替払は真にやむを得ない場合に限る必要がある。また、その場合においても、立替払に係る取扱いをあらかじめ定めておく必要がある。	今後は、通常の手続により支払うこととし、立替払は行わないよう、職員に周知徹底した。
香川県中小企業団体中央会	指導注意事項	備品台帳は作成されていたが、備品の範囲が明確にされておらず、現物確認もできていなかった。	平成30年2月1日付けで、会計処理規程を改定し、香川県会計規則に準じて備品の範囲を規定するとともに、全備品の現物確認を実施し、備品の現物と台帳の内容に齟齬がないことを確認した。
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター	指導注意事項	長期貸付金について、貸借対照表の資産の部に計上すべきところ、誤って正味財産増減計算書の経常費用に計上していた。	正味財産増減計算書の経常費用に計上した長期貸付金を削除し、貸借対照表のその他の固定資産に計上することを、平成30年3月9日の理事会において承認を得て訂正した。

(2) 県交流推進部に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
琴参バス株式会社	指摘事項	<p>定期観光バス運行事業補助金について、補助対象事業費に補助対象外経費が含まれているなど、補助金申請書及び実績報告書の審査が十分に行われていなかった。改めて詳細な審査を行い、補助金返還も含め適正に対応する必要がある。</p>	<p>再度、実績報告書等を詳細に確認し、補助対象経費の明確化等を行った。今後は、補助対象事業者には詳細な報告を求め、厳正に精査を行い、適正に処理することとした。</p>

	<p>上記補助金の交付決定通知の発行が著しく遅延しており、これにより平成28年度の定期監査を受けていない。また、財政的援助団体等監査の事前照会に対し、補助対象団体が監査対象に該当するにもかかわらず、調書が提出されなかった。</p>	<p>今後は、交付申請書を受領後、速やかに審査を行い交付決定等を通知するよう職員へ周知徹底した。</p> <p>また、財政的援助団体等監査の事前照会については、今後はこのようなことがないように、職員へ周知徹底した。</p>
--	---	---

IV 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度中に 5 件の住民監査請求があった。いずれも請求を受理し、監査を実施した結果、1 件は請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、1 件は同じく請求に理由がないものとして棄却（一部却下、一部合議不調）し、3 件は合議不調として知事に報告するとともに、これを公表した。

個別外部監査契約に基づく監査の請求があったのは 1 件で、監査委員の監査に代えて外部の者による監査を実施することが相当であるものとは認められないと判断した。

住民監査請求に基づく監査の状況（平成 29 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	合議不調
1	平成 27 年度政務活動費の返還を怠る事実について（平成 29 年 7 月 3 日付け）	△ 一部 却下	○		
2	県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（平成 29 年 8 月 21 日付け）	△ 一部 却下	○		△ 一部 合議 不調
3	県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）（平成 29 年 9 月 5 日付け）				○
4	県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）（平成 29 年 11 月 7 日付け）				○
5	県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）（平成 30 年 3 月 27 日付け）				○
計 5 件		—	2 件	—	3 件

住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 平成 27 年度政務活動費の返還を怠る事実について
1 請求人からの請求の内容（要旨）
香川県知事が平成 27 年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。
ア 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの
イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出
ウ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない議員連盟

等への支出

- エ 按分されていない自家用車利用経費等
- オ 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかが不明なもの
- カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの
- キ その他、政務活動との関連がないもの
 - (ア) 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）296,375円
 - (イ) 新田耕造議員の資料購入費13,305円
 - (ウ) 松原哲也議員の調査研究費18,580円
 - (エ) 山本直樹議員の事務所費353,600円
 - (オ) 米田晴彦議員及び三野康佑議員の調査研究費各5,000円
 - (カ) 森裕行議員の研修費及び資料購入費51,275円
 - (キ) 岡野朱里子議員の研修費207,700円
 - a コーチング研修費50,000円
 - b 生活困きゆう者支援の勉強会参加費25,000円
 - (ク) 岡野朱里子議員の研修費397,440円
 - (ケ) 木村篤史議員の調査研究費400,000円
 - (コ) 木村篤史議員の研修費30,000円
 - (サ) 山本悟史議員の研修費674,882円

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

竹本敏信議員の会派共同政務活動費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山本直樹議員の広報費1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）及び年賀はがき購入費の支出、新田耕造議員の資料購入費の支出、松原哲也議員の調査研究費の支出並びに森裕行議員の考古学に関する経費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

(1) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、香川県では、政務活動費交付条例を制定し、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、本件支出については、全て、条例で定める手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

請求人は、違法な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとまではいえず、また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換の内容の報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはないことから、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

監査委員は、公職選挙法に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費（香川地域政策センター費を含む。）

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査するこ

とを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであり、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 産業政策研究会会費

上記イと同じ理由により、違法又は不当であるとまではいえない。

エ 議員 17 名の自家用車に係る経費

(ア) 自家用車燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 新田耕造議員の自動車リース料

リース対象の自動車は 1 台であり、そのリース料は月額 55,000 円、年間では 660,000 円、うち政務活動費を充てたのは、その 2 分の 1 であることが確認された。また、新田議員の平成 27 年度政務活動費収支報告において事務費として計上している金額から他の費用を控除した金額が 330,000 円となることから、自動車リース料は 2 分の 1 に按分された 330,000 円が計上されていることが確認できたので、使途基準に適ったものと認められ、政務活動費を充てた支出が違法又は不当なものではない。

(ウ) 自動車リース料の額、ガソリン代の単価の妥当性

自動車リース料の上限額と燃料費の単価は政務活動費マニュアルで定められたものであり、住民監査請求は、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではない。また、議員の政務活動費については、これを返還させなければ地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を没却する結果となる特段の事情があると認められる場合又は県が各議員に交付した政務活動費に関しその政策目的や事業効果に照らして著しく過大であることが明らかに認められる場合以外は、当該規定に違反しているとはいえないと考えられ、請求人の主張は採用できない。

オ 議員 35 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内としている議員の支出

24 名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、当該議員に係る人件費の支出については、使途基準に違反しているものとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 超としている議員の支出

11 名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に

係る人件費については政務活動費での負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を4分の3にしている。

全額を充当している11名の議員のうち鎌田守恭議員を除く10名の議員については、雇用契約書において職務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、また、鎌田議員については、雇用契約書には勤務形態が明記されていないものの、双方で職務内容は政務活動補助事務とする取決めがされており、政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、有福議員及び黒島議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、職務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、職務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに、政務活動費の使途基準に違反しているとまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員17名の広報費

当該議員の広報誌等には、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、多くの広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、これらは、政務活動に係る広報の一環と認められる程度のものであり、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえないと判断するのが相当である。

キ 議員3名の事務所費

(ア) 鎌田守恭議員の事務所費

事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 谷久浩一議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は合理的なものであり、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) 宮本欣貞議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものとすると明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は合理的なものであるから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 佐伯明浩議員の事務所費（電気代）

自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があり、当該補助職員の雇用契約書においても、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されている。

政務活動費マニュアルによると、事務所の光熱水費について、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費は支出できるとし、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、事務所費の領収書をみると、電気代は2分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、違法又は不当なものであるとはいえない。

ケ 米田晴彦議員及び三野康祐議員の連合香川組織内議員懇談会会費

連合香川組織内議員懇談会の会計年度は10月1日から9月30日までの1年間になっており、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの期間が2016年度（平成28年度）に当たり、当該会費は年会費として平成27年度中に支払われたものであり、かつ、その対象には平成27年度の期間が含まれ、しかも1年間を超える期間を対象に支払われているわけではなく期間の重複もないことから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 森裕行議員の「日本考古学協会」の会費

議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような団体の活動に参加するかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

教育行政等の面から当該団体の情報が調査研究活動として無益ということではできず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

サ 岡野朱里子議員の研修費

(ア) コーチング研修費、スモールサン研修費・会費

コーチング研修については、同議員が主宰する「摂食障害の会」などにおいて、支援に必要なスキルを学ぶための研修であり、多くの当事者やその家族からの相談を受ける立場として、最良の支援をするためのものであるとの議員の説明があった。

また、スモールサン研修については、世界や日本経済の動きなどのニュース等を内容とするメールマガジンの購読と中小企業を支援するためのネットワークが毎月1回開催するゼミナールへの参加を内容とするもので、得た情報をもとに議会において質問等を行うとともに、中小企業の発展、ひいては地域の発展のための学びを深めているものであるとの説明があり、県の精神医療あるいは中小企業行政に関するものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 生活困窮者支援の勉強会の研修参加費

当該勉強会は、地域科学研究会が平成 27 年 11 月 5 日に東京都内で開催したもので、議員からは、生活困窮者支援制度について理解を深めるために参加し、先進的な NPO 法人の取組など、生活困窮者の支援に向けたヒントになったとの説明があり、研修内容は県の社会福祉行政に関係するものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 岡野朱里子議員の会場費

同議員は、県政報告会等での意見を今後の県議会での質問に反映するとともに、長期的に取り組む課題として認識していると説明しており、当該報告会等は政務活動に資するものであったと認められるが、同議員の後援会が当該報告会等の主催となっており、政務活動費マニュアルによると、後援会活動としての報告会等の開催経費は、政務活動費を充当するのに適しない例としており、一つの活動が政務活動とそれ以外の諸活動の性格を同時に有している場合で、実績の把握が困難なときは、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内とする考え方もあるとされており、少なくとも会場費のうち、2 分の 1 を超える部分については、政務活動費を充てることは適当でないと考えるところ、既に収支報告書等修正届が提出され、会場費の支出の 2 分の 1 は減額されていることから、修正後の会場費に関しては、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ス 木村篤史議員の調査委託費

有害鳥獣に関する狩猟の県の取組についての問題点、有害鳥獣の被害に関する各自治体の取組及び民間の事例等の実態、有害鳥獣駆除の補助金支給に係る実態及び問題点並びに先進地域における取組の成功事例について調査を委託したものであり、その成果報告書から実績を確認することができた。政務活動費交付条例等においては、委託契約書や成果物の提出は求められておらず、委託金額の制限も設けられていないところ、委託業務が実際に行われ、その内容も県等の有害鳥獣対策行政に関する調査研究であり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

セ 木村篤史議員の講演会の講演料

自治会員の防災意識の向上を図るため、防災に関する専門家を講師として開催されたもので、議員から、防災知識全般の講演を通じて、防災時にとるべき行動等について県民の意識の向上を図ることができたとの説明があり、県の防災行政に関係するものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ソ 山本悟史議員の講演会の会場費及び講師代

講演会は、子どもの学力向上を目的に、坪田塾の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、同様の講演会は平成 26 年度に初めて開催され、再度の開催を希望する者が多いことを受け、毎年開催されているものであった。議員からは、講師は教育者であり、香川県が自治体間競争を勝ち抜くためには、人材の育成・確保がポイントであり、当該講師の話を多くの県民に聞いてもらうことは有効であると考えていること、また、講演内容を基に議会で質問を行っており、議員としての活動にもつながっているとの説明があった。

政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて会場費や講師謝金等の上限が定められているわけではなく、講演会の内容は教育行政や地域振興に関係するものであり政務活動に適うものといえ、違法又は不当な支出であるとはいえない。

3 議会に対する要望（要旨）

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

過去 2 回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえず、今回の監査中に複数の

議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

- (1) 政務活動費マニュアルの精緻化
- (2) 会派等からの収支報告の検討
- (3) 的確な審査、適正な運用
- (4) さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

No.2 県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について

1 請求人からの請求の内容（要旨）

(1) 請求の趣旨

「平成 27～29 年度における香川県議会議員の海外行政視察」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

本件海外視察に係る派遣決定については、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先等が派遣目的に照らして明らかに不合理であったというべきであるから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う。

(3) 返還請求額

12 件の海外視察について、29 名の議員に合計 60,751,708 円が支出されているが、海外派遣そのものの必要性が認められない以上、随行職員の経費合計 11,099,538 円、旅行代理店の業務委託料の合計 13,895,050 円についても各視察に参加した議員が負担すべきものであると判断し、29 名の議員に合計 85,746,296 円の返還を請求すべきものと判断した。

(4) 各海外視察について違法・不当であるとする理由

ア 平成 27 年 5 月 8 日～11 日 香川県議会ベトナム訪問団

- ・式典、表敬訪問がメインであり、議会からの代表者 1 人で十分足り、他 4 名の議員は公金を支出して派遣する必要がない。

イ 平成 27 年 5 月 17 日～23 日 香川県議会シンガポール・マレーシア視察団

- ・視察の目的が存在せず、単に港や建設現場、総合型リゾート施設を見学したに過ぎず、視察という名目で観光をしていたと言わざるを得ない。

ウ 平成 27 年 7 月 21 日～30 日 ブラジル香川県人会創立 60 周年記念訪問団

- ・記念行事への出席は議会からの代表者 1 人で十分足り、8 名もの議員について公金を支出して派遣しなければならない理由はない。

エ 平成 27 年 8 月 4 日～6 日 経済委員会海外視察（中国・上海市）

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされておらず、報告書の内容を見ても、どのような調査研究を行い、何を県政に活かすのかという肝心な情報は一切窺われない。

オ 平成 27 年 8 月 26 日～9 月 5 日 香川県議会イタリア・スペイン・フランス視察団

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされていない。セレモニーへの参加の要素が強く、議会からの代表者 1 人で十分足り、他 8 名の議員は公金を支出して派遣しなければならない理由はない。
- ・世界遺産モンサンミッシェルの視察は、単に見学したに過ぎず、視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。

カ 平成 28 年 5 月 5 日～7 日 香川県議会ベトナム訪問団

- ・ハイフォン市視察の内容が一切記載されていない。表敬訪問は 30 分程度、フェスティバルは見学するだけであり、あえて昨年に引き続き議員を派遣しなければならない理由はない。
- ・報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、「丸投げ」であった。

キ 平成 28 年 5 月 9 日～13 日 香川県議会タイ訪問団

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされておらず、報告書の内容を見ても、どのような調査研究を行い、何を県政に活かすのかという肝心な情報は一切窺われない。
- ・報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、「丸投げ」であった。

ク 平成 28 年 7 月 24 日～26 日 経済委員会海外視察（中国・香港）

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされておらず、報告書の内容を見ても、どのような調査研究を行い、何を県政に活かすのかという肝心な情報は一切窺われない。
- ・報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、「丸投げ」であった。

ケ 平成 28 年 8 月 5 日～11 日 南カリフォルニア香川県人会創立 100 周年記念式典等訪問団

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされていない。セレモニーへの参加の要素が強く、議会からの代表者として 1 人で十分足り、他 5 名の議員は公金を支出して派遣しなければならない理由はない。
- ・ニューヨーク市内の視察は、単に施設を見学したに過ぎず、視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。
- ・報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、「丸投げ」であった。

コ 平成 28 年 9 月 3 日～13 日 香川県議会南米等訪問団（パラグアイ日本人移住 80 周年記念式典等訪問団をいう。以下同じ）

- ・香川県議会会議規則に反して、派遣の目的が明らかにされていない。セレモニーへの参加の要素が強く、議会からの代表者 1 人で十分足り、他 10 名の議員は公金を支出して派遣しなければならない理由はない。
- ・復命書は写真ばかりであり、具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、有益な政策提言等も皆無である。
- ・報告書は議員が書いたのではなく、随行職員が書いており、「丸投げ」であった。

サ 平成 29 年 6 月 1 日～9 日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

- ・議員派遣に係る県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答がされないまま議決し、可決されており、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。
- ・本会議の質疑で「ソーラー技術専門見本市の視察」を行うと述べているにもかかわらず、同会場を訪れることもなく、その時間を観光に充てている。7 月 21 日放送のテレビ番組によると、観光三昧や視察前の飲酒など、公金を支出して行われる視察として許されない内容であることが明らかである。
- ・報告書に、インターネット上の情報等からのコピー&ペーストが多用されており、この程度の報告をするためなら現地に行く必要性は全くない。また、単なる観光を無理やり香川県に関係づけようとする記述が多数あり、訪問してもいない施設を訪問したとする虚偽の記述もあるのは重大な問題である。
- ・最少の経費で最大の効果を挙げることを求めている地方自治法第 2 条 14 項に照らし、多

数の議員が多額の公費を使って訪問する必要性が認められない。

- ・委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので、「丸投げ」の姿勢があらわである。また、受託事業者の提案資料は、単なる観光ツアーの資料と何ら変わらないものとなっている。

シ 平成 29 年 6 月 2 日～10 日 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

- ・議員派遣に係る県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答がされないまま議決し、可決されており、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。
- ・報告書によると、単に観光地を見学したに過ぎず、視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない。
- ・報告書に、インターネット上の情報等からのコピー&ペーストがある。
- ・視察の成果が香川県政に還元されるとは到底考えられず、視察の必要性が認められない。
- ・委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので、「丸投げ」の姿勢があらわである。また、受託事業者の提案資料は、単なる観光ツアーの資料と何ら変わらないものとなっている。

2 請求の一部却下

本件請求のあった 12 件の海外行政視察のうち、1 の(4)のアからクまでの 8 件については、平成 28 年 8 月 21 日より前に支出が完了したものであり、本件請求が平成 29 年 8 月 21 日になされたことから、地方自治法第 242 条第 2 項で定める 1 年の期間を経過してなされたものであり、請求期限を徒過したことに正当な理由を認めることはできないことから、不適法な住民監査請求であり、却下する。

3 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

南カリフォルニア香川県人会創立 100 周年記念式典等訪問団、パラグアイ日本人移住 80 周年記念式典等訪問団及び香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったため、監査結果の決定をすることができなかった。

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第 100 条第 13 項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第 125 条第 1 項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第 2 項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成 9 年 9 月 30 日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあることから、請求を受理

した4件の海外派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

(2) 個々の海外派遣についての判断

ア 南カリフォルニア香川県人会創立100周年記念式典等訪問団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件訪問は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

請求人は、香川県議会会議規則の規定に反して派遣の目的が明らかにされていないと主張するが、本件派遣については、平成28年7月5日に、派遣目的、派遣場所、期間、参加議員等を示した上で議会の議決を得ており、請求人の主張には理由がない。

(イ) 議員の派遣人数の妥当性

請求人は、「このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者1人で十分足りるのであって、その他の5名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない」と主張するが、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができるかと解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典の出席者数とのバランスを考慮した上で派遣人数を決定したことについては、一定の合理的必要性が認められ、議会がその裁量権を濫用又は逸脱したものであるとはいえない。

(ウ) ニューヨーク市内視察の妥当性

請求人は、ニューヨーク市内視察について、「単に施設を見学したに過ぎず、一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情はおよそ窺われないことから、実質的に視察に名を借りた観光であったと言わざるを得ない」と主張する。

ニューヨーク市内視察については、本件訪問団派遣の目的に明確には記載されていなかったことについて適切でなかったことは否めないが、香川県人会との交流行事等を終えた後、帰国の途に就くまでの一日を利用して、本県の重要施策の一つといえる観光政策や交流人口の活性化を目的として実施されたものであり、その成果についても、視察先を実際に見ることによって本県の施設等と比較し、課題や方向性等を見出そうとする姿勢が窺われるなど、一定の評価はできることから、請求人の主張は当たらない。

(エ) 報告書の妥当性

請求人は、海外視察報告書は議員が書いたのではなく、随員職員が書いており、帰国後の報告書の作成は「丸投げ」であった旨を主張する。また、報告書の記述が簡単で、概要だけの極めて不十分なものであり、視察の必要性が認められないとしている。

本件報告書については、派遣議員と随員職員が共同で作成したもので、派遣議員の報告書と随員職員の復命書を兼ねたものであったことが認められた。したがって、請求人の「丸投げ」という主張は失当である。

公費によって実施される派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書の内容が希薄であることのみをもって、直ちに、視察の必要性がなかったとはいえない。なお、今回の議長からの報告では、訪問等の具体的な内容や一定の成果について説明がなされ、また、議会においても、派遣議員から県人会との交流を踏まえた質問や提言がなされており、視察結果の県政への反映方法の一つと認められる。

(オ) 結論

本件訪問団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、訪問内容についてもその目的に適ったものと認められることから、本件訪問団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、本件訪問団に係る議会での派遣決定手続及び旅費等の公金の支出事務については、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件訪問団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

イ パラグアイ日本人移住 80 周年記念式典等訪問団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件訪問は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

請求人は、香川県議会会議規則の規定に反して派遣の目的が明らかにされていないと主張するが、本件派遣については、平成 28 年 7 月 5 日に、派遣目的、派遣場所、期間、参加議員等を示した上で議会の議決を得ており、請求人の主張には理由がない。

(イ) 議員の派遣人数の妥当性

請求人は、「このようなセレモニー行事への出席については、議会からの代表者 1 人で十分足りるのであって、その他の 10 名の議員にまで公金を支出して派遣しなければいけない特段の理由はない」と主張するが、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができると解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典の出席者数とのバランスを考慮した上で派遣人数を決定したことについては、一定の合理的必要性が認められ、議会がその裁量権を濫用又は逸脱したものであるとはいえない。

(ウ) 訪問内容の妥当性

請求人は、本件訪問団派遣の内容について、「復命書は写真ばかりであり、これらの訪問によって具体的な情報等がもたらされたとは到底評価できず、有益な政策提言等も皆無である」と主張する。

議長からは、記念式典等への出席を通じて、元海外技術研修生の活躍の様子や県人会活動の近況、課題、要望を伺い交流を深めることができたことや、直接意見交換できる貴重な機会であり、新たな交流・支援事業を検討するなかで参考にしていくとの説明があった。また、在アルゼンチン日本国大使館の訪問についても、南米各香川県人会との新たな交流事業を検討するなかで参考としていくとの説明があった。これらを裏付けるものとして、帰国後、議会において、派遣議員から、当該訪問を踏まえて、南米県人会との交流について質問や提言がなされている。

こうしたことから、当該訪問は目的に適う一定の成果があったと認められ、請求人の主張は当たらない。

(エ) 報告書の妥当性

請求人は、海外視察報告書は議員が書いたのではなく、随員職員が書いており、帰国後の報告書の作成は「丸投げ」であった旨を主張する。また、報告書の記述が簡単で、概要だけの極めて不十分なものであり、視察の必要性が認められないとしている。

本件報告書については、派遣議員と随員職員が共同で作成したもので、派遣議員の報告書と随員職員の復命書を兼ねたものであったことが認められた。したがって、請求人

の「丸投げ」という主張は失当である。

公費によって実施される派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書の内容が希薄であることのみをもって、直ちに、訪問の必要性がなかったとはいえない。

(オ) 結論

本件訪問団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、訪問内容についてもその目的に適ったものと認められることから、本件訪問団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、本件訪問団に係る議会での派遣決定手続き及び旅費等の公金の支出事務については、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件訪問団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

ウ 香川県議会スペイン・ポルトガル・フランス視察団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件視察は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(イ) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされないまま議決し、可決されたが、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえず、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 視察計画の妥当性

請求人は、「委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので「適当に視察先を組んでくれ」という「丸投げ」の姿勢があらわである」と主張する。

本件視察団派遣の目的や視察先の選定の経緯について、議長からは、「英語圏、中国圏等に対しては、本県との交流も比較的盛んに行われているが、ヨーロッパにおけるスペイン・ポルトガル語圏においては交流があまり盛んでなかったため、今回隣国であるフランスも含めて訪問し、本県との関わりにおいて、産業圏の拡充、交流人口の拡大、文化の振興など、将来的にどのような可能性があるのかを観光政策、交通政策、環境政策、文化振興等に係る視察を通して調査・研究することとした」とする旨の説明があった。

また、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光政策、交通政策及び文化振興等の現状や取組み状況を視察するという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案を

もとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

本件視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行ったとする議長の説明に矛盾するところはない。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や視察先について、委託業者任せにしていたということではできず、請求人の主張は失当である。

(エ) 視察内容の妥当性

- a マドリッドのスペイン広場、王宮、サンミゲル市場、セルバンテスの家・アルカラ・デ・エナーレス、パラドール、国立プラド美術館、トレド市内、トレドのパラドール、トレド大聖堂、リスボンのヴァスコ・ダ・ガマ橋、オビドス、アルコバッサ、ファティマの視察

請求人は、「これらの訪問は明らかに観光目的としか考えられない。香川とのつながりを意識して「参考になった」と記載している感想の部分もごく常識的なことや、文化や歴史の違いを無視したことばかりであり、視察の必要性が認められない。」と主張する。

視察の成果に係る報告書や議長からの説明の内容は、表面的・概括的で、具体的にどのように有益な成果が得られたのかが明確にされていない点があることは否定できないが、一応、本県の観光施策等の課題を踏まえた考察はされており、また、平成29年6月議会において、視察団の議員からスペインのトレドの視察を踏まえた県立公園の魅力向上についての質問や、スペインのパラドールの視察を踏まえた課題認識について報告も行われていることは、視察の意義を裏付けるものといえる。したがって、これら視察について、何らの成果がなかったとはいえ、当該視察の必要性がなかったとまで断定するのは相当でない。

- b ADIF、リスボンクルーズターミナル、リスボン電気鉄道株式会社 CARRIS、トラム博物館、Velib 及び Autolib の視察、在スペイン日本大使館、在ポルトガル日本国大使館、在フランス日本国大使館、クレアパリ事務所の訪問

請求人は、「質疑の内容は現地に行かなくても他の手段で情報を得たり、それをもとに質問したりできることばかりであり、視察の必要性が認められない」と主張する。さらに、「スペインまで出かけてフリーゲージトレインのメカニズムを視察する必要はない」と主張する。

確かに、現地に行かなくても、インターネット会議等で質疑や意見交換は可能であるともいえるが、海外の現地において、訪問国の歴史、文化、市民生活などに直接触れながら、口頭情報を含む情報収集やこれを踏まえた意見交換を直接関係者で行うことの有用性は一概に否定できず、県議会議員として本県の重要施策について検討する上で重要なことであるといえ、本件視察からも、そのことを垣間見ることができることから、請求人の主張には首肯できない。

- c エスタディオ・サンティアゴ・ベルナベウ内併設の「禅 (ZEN)」について

請求人は、「全く条件の違う海外の施設の真似をしようなどと考えるとは、県の抱えている問題を真剣に解決しようとする姿勢とは程遠い」と主張する。

平成29年6月議会において、視察団の議員から、この経験ももとに、新県立体育館の整備について質問がされているが、その中で、派遣議員が所属する会派では、新県立体育館が魅力ある施設として整備できるよう、国内外の視察の実施や専門家の意見の聴取を行うなど問題意識を持って積極的に取り組んできたことに言及しており、報告書の記載内容もその一環であることが窺える。したがって、請求人の主張は当を得

ていない。

(オ) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「インターネット上の情報からの盗用（コピー&ペースト）が3か所あり、盗用問題は報告書の中身の乏しさの象徴であるが、問われているのは、その視察が本当に必要なものであったのか、香川県民にその成果が還元されるものなのかという点である」と主張する。

引用があった部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用の出所を明示するか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応すべきであったといえる。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章の無断引用が見受けられたり、成果の記載が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(カ) 結論

本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察内容についてもその目的に適ったものと認められることから、本件視察団に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、本件視察団に係る議会での派遣決定手続き及び旅費等の公金の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に行われている。

以上のことから、本件視察団派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。

エ 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団

(ア) 派遣目的の妥当性

本件視察は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(イ) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくなされないまま議決し、可決されたが、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえず、請求人の主張は採用できない。

(ウ) 視察計画の妥当性

請求人は、「委託先の公募にあたっての仕様書の「視察の目的」や日程は国名や訪問都市名などが挙げられているだけの極めて簡単なもので「適当に視察先を組んでくれ」という「丸投げ」の姿勢があらわである」と主張する。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策

及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

また、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということではできず、請求人の主張は失当である。

(エ) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先等が派遣目的に照らして明らかに不合理であった旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「派遣目的に合致しないとする意見」と、「派遣目的に合致しないとははいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかった。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることであり、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのものを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等についての的確な回答ができなかったのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかった表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自粛の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に応えているとはいえず、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

<視察内容が派遣目的に合致しないとははいえないとする意見>

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政

に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならぬというものではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待されるところであり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(オ) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「インターネット上の情報等からのコピー&ペーストが多用されており、この程度の報告をするためなら現地に行く必要性は全くない。調査であるなら各視察箇所について現地の担当者や学芸員などが対応しているはずであるが、そのような記載がないものがほとんどである。また、単なる観光を無理やり香川県に関係づけようとする記述が多数ある。また、訪問もしていない施設を訪問したとする虚偽の記載もあるのは重大な問題である。」と主張する。

引用があった部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用の出所を明示するか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応すべきであったといえる。

また、請求人が、訪問もしていない施設を「訪問した」として虚偽の記述をしていると指摘する点については、誤解を招く表現があったことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認められない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(カ) 結論

本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

4 議会に対する要望（要旨）

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いうまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

本件監査の過程で海外視察の成果をより高めるため改善すべき点が認められたので、次のとおり要望する。

(1) 海外視察に係る調査目的、調査事項、視察先、視察内容の十分な検討

海外視察を十分に成果があるものとするためには、企画立案段階から十分な調査検討を行うとともに、調査目的に適った視察先を選定し、事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する必要があると思われるので、今後の視察に当たって十分留意されたい。

(2) 海外視察派遣に係る議会での審査の充実

議員派遣については、議会として説明責任を十分に果たせるよう、海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等についてより一層の審査が行われるよう努められたい。

(3) 視察報告書の充実

公金の支出による海外視察の結果として県民への説明責任を果たすためには、第一義的には報告書が重要な手段であることから、視察終了後直ちに報告書を作成し、事前研修等の実施状況、調査結果、具体的な成果及び県政への反映方策を記載し、ホームページで公開するなど、報告書の持つ意義について十分な認識を持つとともに、報告書の作成に万全を期すよう努められたい。

(4) 県の施策への反映

海外視察の意義は、実際に、県政の発展等に生かすことができたか否かによって判断されることになるため、今後、各海外視察で得られた知見や成果を、県政への政策提言等に積極的に活用されたい。

No.3 県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）

1 請求人からの請求の内容（要旨）

(1) 請求の趣旨

「平成 29 年度香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員 6 名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

本件海外視察は、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先やその実態が派遣目的に照らして明らかに不合理であったというべきである。ゆえに議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う。

(3) 返還請求額

海外派遣そのものの必要性が認められない以上、議員の経費 6,017,537 円に加え、随行職員 1 名の経費 1,307,742 円、旅行代理店の業務委託料 2,585,000 円についても視察に参加した議員が負担すべきものであると判断し、6 名の議員に合計 9,910,279 円の返還を請求すべきものと判断した。

(4) 本件海外視察について違法・不当であるとする理由

- ・本件議員派遣を議題とした県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答がされぬまま議決され、2 会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示された「ソーラー技術専門見本市の視察」について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。
- ・7 月 21 日放送のテレビ番組によると、観光三昧や酩酊状態での視察が推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容である。
- ・地熱発電は、香川県では実用化できないことがはっきりしている発電方法であり、視察先として最も相応しくない場所と言える。ドイツはバイオマス発電や風力発電が盛んであり、県政に活かせるこれらの施設を視察すべきなのに、観光地に隣接する地熱発電所に寄ったことも、この視察が観光旅行にすぎないことを示している。
- ・観光局、日本領事館、パルマ市庁舎などの訪問は、視察だと強弁するためのアリバイ的に短時間寄っただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネッ

- ト情報を付け加えただけのものである。観光旅行の部分も感想文レベルの作文である。
- ・派遣業務の公募段階で視察目的も視察先も示さない3か国旅行の公募であった。視察先の選定もほとんど旅行代理店まかせであり、県政につながる目的を明確にした主体的で意義がある「視察」の要素は皆無である。
 - ・視察報告書は、虚偽記載が2か所あり、視察内容を記述した全段落の内、過半数の段落が、無断引用・盗用によって作文されている。
 - ・990万円も支出して視察はアリバイ的な役所訪問だけ、などという実態では、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は」「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に明らかに反している。

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったため、監査結果の決定をすることができなかった。

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

(2) 派遣目的の妥当性

本件視察は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(3) 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「派遣に

ついて議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハヒング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、「派遣業務の公募段階で、視察目的も視察先も示さない3か国旅行の公募であった。視察先の選定もほとんど旅行代理店まかせであり、県政につながる目的を明確にした主体的で意義がある「視察」の要素は皆無である。」と主張する。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

また、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということはできず、請求人の主張は失当である。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「派遣目的に合致しないとする意見」と、「派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかった。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的

とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのものを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等についての確な回答ができなかったのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかった表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自粛の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に込んでいるとはいえ、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

<視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見>

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというのではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待される場所であり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、「虚偽記載が2か所あり、視察内容を記述した全段落のうち、過半数の段落が無断引用・盗用によって作文されている。メールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。感想文レベルの作文である。」などと主張する。

議長に対し調査したところ、11か所の文章や写真について引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。

これら引用があった部分及びこれら以外に請求人が引用等を主張する部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用している場合はその出所を明示するか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応すべきであったといえる。

また、請求人が、訪問してもいない施設を「訪問させていただいた」と、また、聴取して有益情報を得たと虚偽記載していると指摘する視察については、誤解を招く表現があったことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認めることはできない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかったため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

3 議会に対する要望（要旨）

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いうまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

本件監査の過程で海外視察の成果を高めるため改善すべき点が認められたので、次のとおり要望する。

(1) 海外視察に係る調査目的、調査事項、視察先、視察内容の十分な検討

海外視察を十分に成果があるものとするためには、企画立案段階から十分な調査検討を行うとともに、調査目的に適った視察先を選定し、事前研修を実施しながら調査事項や視察内容について準備する必要があると思われるので、今後の視察に当たって十分留意されたい。

(2) 海外視察派遣に係る議会での審査の充実

議員派遣については、議会として説明責任を十分に果たせるよう、海外視察の必要性や有用性の判断、視察先の選定等についてより一層の審査が行われるよう努められたい。

(3) 視察報告書の充実

公金の支出による海外視察の結果として県民への説明責任を果たすためには、第一義的には報告書が重要な手段であることから、視察終了後直ちに報告書を作成し、事前研修等の実施状況、調査結果、具体的な成果及び県政への反映方策を記載し、ホームページで公開するなど、報告書の持つ意義について十分な認識を持つとともに、報告書の作成に万全を期すよう努められたい。

(4) 県の施策への反映

海外視察の意義は、実際に、県政の発展等に生かすことができたか否かによって判断されることになるため、今後、各海外視察で得られた知見や成果を、県政への政策提言等に積極的に活用されたい。

No. 4 県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）

1 請求人からの請求の内容（要旨）

(1) 請求の趣旨

「平成 29 年度香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員 6 名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 個別外部監査の求め

同趣旨の先行する 2 件の住民監査請求の結果、「監査結果の決定をなし得ない」という結論しか出されておらず、監査への県民の信頼は大きく損なわれた。それ故、監査制度の充実強化を図る観点から導入された外部監査人による監査を求める。

(3) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

本件海外視察は、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先やその実態が派遣目的に照らして明らかに不合理であったというべきである。ゆえに議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う。

(4) 返還請求額

海外派遣そのものの必要性が認められない以上、議員の経費 6,017,537 円に加え、随同職

員の経費 1,307,742 円、旅行代理店の業務委託料 2,585,000 円についても視察に参加した議員が負担すべきものであると判断し、6名の議員に合計 9,910,279 円の返還を請求すべきものと判断した。

(5) 本件海外視察について違法・不当であるとする理由

ア 全体的に問題だらけ

- ・本件議員派遣を議題とした県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答がされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示された「ソーラー技術専門見本市の視察」について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為である。他の多数の参加者ができている個人でのチケット入手ができないことはあり得ない。バイオマス発電の視察などと分担する方法があった。このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。
- ・7月21日放送のテレビ番組によると、観光三昧や酩酊状態での視察が推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容である。
- ・地熱発電は、香川県では実用化できないことがはっきりしている発電方法であり、視察先として最も相応しくない場所と言える。ドイツはバイオマス発電や風力発電が盛んであり、県政に活かせるこれらの施設を視察すべきなのに、観光地に隣接する地熱発電所に寄ったことも、この視察が観光旅行にすぎないことを示している。
- ・観光局、日本領事館、パルマ市庁舎などの訪問は、視察だと強弁するためのアリバイ的に短時間寄っただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。

イ 視察目的も視察先も示さない3か国旅行を丸投げ公募～その後も、内容の主体的追加はゼロ

- ・派遣業務の公募は、3か国で観光旅行することだけは明確だが、県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。
- ・交流協定の相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで日程が設定されており重大な問題がある。
- ・「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的に視察先の選定を行ったと言えない。

ウ 「視察報告書」の虚偽記載と盗作

- ・視察報告書に、訪問せず聴取していないのに、平気で「訪問させていただき」「聴取し」と書き、ネットから盗んできた写真を載せ、文章を誤った内容に書き変えている。

エ 相手側参加者名が記された、スーツ着用の「視察」「訪問」について

- ・990万円も支出して、視察はアリバイ的な役所訪問だけ、などという実態では、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は」「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」に明らかに反している。
- ・たった4年前に、派遣議員が属する会派の議員による「ドイツ・クロアチア視察団」がドイツを訪問しており、全く同じ「ドイツ」の「環境政策」視察が実施されているのだから、そもそもドイツに行くべきでなかった。

オ 膨大な盗用で作られた「視察報告書」及びその致命的な誤り数点

- ・団長は、多くの「無断引用」で視察報告書の文章を作ったことを認めた。大量の無断引用・盗用文書を切り貼りしなければ報告書すら書けなかったこと自体が、私的観光旅行だった傍証といえる。

カ 当該議員らの9月及び6月定例議会での発言も観光旅行レベル

- ・4議員の議会での各発言は、県政に関する質問や政策提言につながっていない。渾身の力を振り絞ってもこの程度の内容しか出てこない程に、本件海外視察は観光旅行であったことを示している。

2 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断（要旨）

本件請求は、香川県議会議員の海外行政視察派遣に係る公金の支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

3 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったため、監査結果の決定をすることができなかった。

（1） 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

（2） 派遣目的の妥当性

本件視察は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

（3） 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「派遣について議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハヒング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。この点について、請求人は、他の多数の参加者ができている個人でのチケット入手ができないことはあり得ない旨や、バイオマス発電の視察などと分担する方法があった旨を主張するが、議長からは、「入手手続きをとるためのノウハウがなく、手続ミスや個人情報の漏出が懸念されたため、確実性と安全面を最優先した結果、視察先を変更せざるを得なかった。バイオマス発電については、平成21年に同じくドイツのユーンデ村において、バイオマスを利用したエネルギーの有効活用の視察を行っていることから選定しなかった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、派遣業務の公募に関して、「3か国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的に視察先の選定を行ったと言えない。」と主張する。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということではできず、視察先が追加されなかったのは協議、調整の結果にすぎないといえることから、請求人の主張は失当である。

また、請求人は、訪問日はパルマ市長選挙最終盤の混乱期であり、相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで設定された旨を主張するが、議長からは、「効率的な日程を計画する中で、イタリアは三か国のうち最後に訪問することとし、ミラノからドイツのフランクフルトに移動し帰路につく前日にパルマ市を訪問するコースがベストであるという結論に至っ

た。国際課からパルマ市に対して日程調整を行ったところ、訪問団を受け入れることは問題がないが、市長への表敬訪問については予定を調整中であるとのことであった。仮に市長との面会ができなくても、副市長等と面会し、意見交換等を行うことは可能であると考えたが、訪問当日は、市長の意向もあり面会を果たすことができた。」とする旨の説明があった。したがって、一方的に日程設定を行ったとはいえず、請求人の主張は当たらない。

さらに、請求人は、「たった4年前に、派遣6議員が属する香川県議会自由民主党議員会の議員による「ドイツ・クロアチア視察団」がドイツを訪問しており、全く同じ「ドイツ」の「環境政策」視察が実施されているのだから、そもそもドイツに行くべきでなかった」旨を主張するが、議長からは、「訪問する地域や視察先、具体的な調査項目はすべて異なっており、それぞれに有意義なものであった」とする説明があった。当該視察団の報告書の内容を確認したところ、当該説明に矛盾はなく、ドイツ訪問の必要性がなかったとはいえない。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「派遣目的に合致しないとする意見」と、「派遣目的に合致しないとはまではいえないとする意見」があり、最終的に意見の一致をみることができなかった。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じるにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのもを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等についての確な回答ができなかったのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかった表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する党派として今後の海外視察の原則自粛の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に込んでいるとはいえず、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

<視察内容が派遣目的に合致しないとはまではいえないとする意見>

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。請求人は、これら議員の議会での発言について、県政に関する質問や政策提言につながっておらず、観光旅行レベルである旨を主張するが、政策の実現には多角的な方面から様々なアプローチの仕方があり、議員それぞれの見解は尊重されるべきものと考えられる。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというのではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待される場所であり、全く有用性がなかった

とまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、虚偽記載や膨大な盗用、致命的な誤りがある旨を主張する。

議長に対し調査したところ、11か所の文章や写真について引用が認められ、いずれも引用元の許諾は得ていないとする説明があった。また、引用した理由は、よりわかりやすい表現となるよう、また、より正確性を期すためとしている。さらに、十分な裏付け確認を行わずに、参照・引用した箇所が一部にあったことは事実であるが、現地には実際に行っており、決して悪意があったわけではないとしている。

これら引用があった部分及びこれら以外に請求人が引用等を主張する部分は客観的事実等に関するものであり、よりわかりやすい表現や正確な表現に努めた結果であったとしても、報告書は公文書であることを認識し、引用している場合はその出所を明示するか、著作権者の許諾が必要な場合はその手続をとるなど、適切に対応すべきであったといえる。

また、請求人が、訪問してもいない施設を「訪問させていただいた」と、また、聴取して有益情報を得たと虚偽記載していると指摘する視察については、誤解を招く表現があったことは否めないが、意図的に事実を曲げて記載したとまでは認めることはできない。

公費によって実施されている派遣である以上、その報告書の内容は一定水準以上のものが期待されるものではあるが、議員の派遣については、何らかの規程により報告書の作成が義務付けられているわけではないところ、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

4 議会に対する要望

本件住民監査請求の対象とされている香川県議会議員の海外視察に対する県内外からの批判を受け、県議会では、議会改革検討委員会において、海外派遣のあり方について検討が行われたところである。

その検討に当たっては、平成29年10月27日付け及び同年11月7日付けで公表した議員の海外派遣に係る住民監査請求の監査結果において、監査委員が議会に対し要望した事項も踏まえ、改善策が協議され、同年12月8日付けで「議員の海外派遣取扱要領」が制定されたところである。

議会による議員の視察派遣は、議決機関としてその機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合に派遣することができ、それに要する経費は、いうまでもなく公金の支出であることから、その成果は、議会活動等を通じて県政の発展に資することで、最終的には県民に還元されるべきものである。

議会においては、このことを念頭に、今後、海外派遣の成果をより高めるため、当該取扱要領の厳正な運用を図られるよう要望する。

No.5 県議会議員の海外行政視察に係る違法又は不当な公金の支出及びこれに伴う不当利得の返還請求を怠る事実について（香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団）

1 請求人からの請求の内容（要旨）

(1) 請求の趣旨

「平成 29 年度香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員 6 名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

本件海外視察は、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、視察先やその実態が派遣目的に照らして明らかに不合理であったというべきである。ゆえに議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う。

(3) 返還請求額

海外派遣そのものの必要性が認められない以上、議員の経費 6,017,537 円に加え、随員職員の経費 1,307,742 円、旅行代理店の業務委託料 2,585,000 円についても視察に参加した議員が負担すべきものであると判断し、6 名の議員に合計 9,910,279 円の返還を請求すべきものと判断した。

(4) 本件海外視察について違法・不当であるとする理由

ア 議会をも裏切った問題だらけの観光旅行

・本件議員派遣を議題とした県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答がされぬまま議決され、2 会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示された「ソーラー技術専門見本市の視察」について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為である。他の多数の参加者と同様にクレジット決済をすればチケットは入手でき、視察は充分可能であった。このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。

・7 月 21 日放送のテレビ番組によると、観光三昧や酩酊状態での視察が推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容である。

・地熱発電は、香川県では実用化できないことがはっきりしている発電方法であり、視察先として最も相応しくない場所と言える。ドイツは風力発電などが盛んであり、県政に活かせるこれらの施設や電源組合せを工夫している電力供給の現場を視察すべきなのに、観光地に隣接する地熱発電所に寄ったことも、この視察が観光旅行にすぎないことを示している。

・日本領事館、パルマ市庁舎などの訪問は、視察だと強弁するためのアリバイ的に短時間寄っただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。

イ 3 か国旅行で先進地事例を探せと県政シロウトに丸投げ公募～その後も、内容の主体的追加はゼロ

・派遣業務の公募は、3 か国で観光旅行することだけは明確だが、県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。

・交流協定の相手側の都合を完全に無視して 6 議員の都合のみで日程が設定されており重大な問題がある。

・「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的

に視察先の選定を行ったと言えない。

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかったため、監査結果の決定をすることができなかった。

（1） 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、これを受けて、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

（2） 派遣目的の妥当性

本件視察は、本県が「新・せとうち田園都市創造計画」に基づき推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

（3） 議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れることもなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「派遣について議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハヒング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。この点について、請求人は、他の多数の参加者と同様にクレジット決済をすればチケットは入手でき、視察は可能であった旨を主張するが、議長からは、「入手手続きをとるためのノウハウがなく、手続ミスや個人情報の漏出が懸念されたため、確実性と

安全面を最優先した結果、視察先を変更せざるを得なかった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、派遣業務の公募に関して、「3か国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的に視察先の選定を行ったと言えない。」と主張する。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図るという派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということとはできず、視察先が追加されなかったのは協議、調整の結果にすぎないといえることから、請求人の主張は失当である。

また、請求人は、訪問日はパルマ市長選挙最終盤の混乱期であり、相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで設定された旨を主張するが、議長からは、「効率的な日程を計画する中で、イタリアは三か国のうち最後に訪問することとし、ミラノからドイツのフランクフルトに移動し帰路につく前日にパルマ市を訪問するコースがベストであるという結論に至った。国際課からパルマ市に対して日程調整を行ったところ、訪問団を受け入れることは問題がないが、市長への表敬訪問については予定を調整中であるとのことであった。仮に市長との面会ができなくても、副市長等と面会し、意見交換等を行うことは可能であると考えたが、訪問当日は、市長の意向もあり面会を果たすことができた。」とする旨の説明があった。したがって、一方的に日程設定を行ったとはいえず、請求人の主張は当たらない。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「派遣目的に合致しないとする意見」と、「派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、本件請求についても、最終的に意見の一致をみることができなかった。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのもを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があったかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等についての確な回答ができなかったのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかった表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派として今後の海外視察の原則自粛の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に込んでいるとはいえず、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

<視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見>

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まえると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというのではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待される場所であり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、観光ガイドや多数の他人情報の無断引用で作られていると主張するが、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかったため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

3 議会に対する要望

県議会では、議会改革検討委員会において、海外派遣のあり方について改善策が協議され、平成29年12月8日付けで「議員の海外派遣取扱要領」が制定されたところであるので、今後、海外派遣の成果をより高めるため、同要領の厳正な運用を図られるよう要望する。

V 包括外部監査

1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、普通地方公共団体の長（担当所属：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

2 平成29年度の状況

平成29年度包括外部監査については、石川千晶外部監査人により「香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務」をテーマに病院局及び土木部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。報告書における指摘及び意見の内容（要約）は次のとおりである。

なお、意見については意見総数が多数に上るため、監査において、共通的にみられた事項として「共通意見」とされているもののみを記載し、個別意見については省略する。

【県立病院】

番号	区分	指摘の内容（要約）	講じた措置等
1	指摘事項	（県立病院課－収入プロセス） 貸倒引当金の算定に当たっては、不納欠損実績のみによっている。実質的な債権回収の可能性等を考慮し、債権の評価を行う必要がある。また、病院別の債権回収実態を適切に反映できるよう、病院別の貸倒実績率を算定する必要がある。	平成30年3月に全国の都道府県に調査を行い、その結果を参考に、債権の実態に即した貸倒引当金を今年度内に計上することとした。 また、病院別の貸倒実績率の算定については、平成29年度中に行った。
2	指摘事項	（県立病院課－その他） （中央病院－固定資産管理プロセス） 書式の宛先等につき、病院事業管理者とするべきところ、香川県知事となっているものがある。書面フォーマットを修正し、実態に合わせる必要がある。	病院長から病院事業管理者へ提出する書類の書式について、平成29年度中に病院事業管理者宛へフォーマットを修正した。
3	指摘事項	（中央病院－固定資産管理プロセス） 1件250万円以上の資産については県立病院課で行われるべきところ、一式とされる調達について、個々の資産が250万円未満であることから、病院で調達事務が行われているものが見られた。香川県病院局財務規程に準拠した調達を徹底するべきであり、固定資産の取得権限を判断する取得金額の判断単位について、「一体として使用するもの」等の目安を設け、事例を示して	平成30年3月に実施した担当者会において、「一体として使用するもの」の定義を「単独で使用できず、付属設備を一体として使用するもの」として、具体的事例を示した上で周知し、一式として1件250万円以上の器械備品の調達については、もれなく県立病院課での審査会に諮り、調達することとした。

		周知することが望まれる。	
4	指摘事項	<p>(中央病院、丸亀病院及び白鳥病院－固定資産管理プロセス)</p> <p>固定資産の定期的かつ網羅的な実査が行われていない。実査により、遊休資産の有無を確認するとともに固定資産台帳の正確性を検証する必要がある。</p>	<p>固定資産確認リストを作成し、遊休資産の有無の確認を行うとともに、該当部署等と協力して実査することとした。</p>
5	指摘事項	<p>(中央病院、丸亀病院及び白鳥病院－固定資産管理プロセス)</p> <p>除却に関する手続きが行われていない物品がある。除却すべきものの対象を明確にし、除却が速やかに行われるように、除却手続を明確に定め、現況を把握できる状況とし、適時固定資産台帳にも反映させる必要がある。</p>	<p>固定資産の実査において、除却対象物品を明確に把握し、固定資産台帳に反映させることとした。</p> <p>また、今年度より院内の固定資産除却マニュアルを定め、台帳管理する事務局への報告もれが生じないようにし、各部署に周知徹底した。</p>
6	指摘事項	<p>(中央病院－その他)</p> <p>各年度末において不明な残高が生じた際には、次年度以降も当該内容の検証を継続し不明残高の解消にむけた管理を行うとともに、不明残高が生じることのないよう適時適切に会計処理を行う必要がある。</p>	<p>例月出納検査の際、不明残高が生じないように、数値の不整合があった場合の総勘定元帳や未収金整理簿のチェックをルール化し、直ちに原因究明を行い、適切に会計処理を行うこととした。</p>
7	指摘事項	<p>(白鳥病院－経費未払金プロセス)</p> <p>支出何及び請求書に基づく支払いの適正性を確保するため、支払担当以外の者が金融機関から企業出納員に報告された振替済通知書と照合し、事後確認すべきである。</p>	<p>平成30年度から財務会計システムを改修し、支出手続後に金融機関から発行される振替済通知書に、検印欄を設け、企業出納員等支払担当者以外の者が、支払が適切に実施されていることを確認した上で、2人が検印を行うこととした。</p> <p>また、本業務について平成31年3月から、現在病院局ワーキンググループで作成中の業務マニュアルにも記載することとした。</p>
8	指摘事項	<p>(白鳥病院－その他)</p> <p>守衛室における夜間の預り金(病院としての小口現金)について、月末現金残高全体の現金実査が実施されていない。少なくとも月末残高の実査を実施するとともに、預り金精算一覧上も、閲覧者である医事担当者の検印を残すべきである。また、残高を確定した後に、月次で会計処理を行うことが望まれる。</p>	<p>平成29年度中に、夜間預り金について、医事担当者及び委託業者により、毎日現金実査を行うこととし、検印を残すこととした。</p> <p>また、残高確定後の月次会計処理についても同様の処理を実施済である。</p>

9	指摘事項	<p>(白鳥病院－その他)</p> <p>未収債権と両建てで計上されている預り金が25,000円みられた。会計上、医業未収金と預り金を相殺するとともに、未収金整理簿上も債権額の修正を行う必要がある。</p>	<p>未収債権と両建てで計上されている預り金については、これまで債務者への返金手続が終わるまで、相殺処理をしていなかったが、再発防止策として平成29年度中に、債権額が確定次第医業未収金と預り金を相殺処理することとし、該当債権は直ちに経理処理を行い、未収金整理簿上も債権額の修正を行った。</p>
10	共通意見	<p>(中央病院、丸亀病院及び白鳥病院－収入プロセス)</p> <p>個別・重点管理先に対しての年度ごとの対応を整理し、当該取組みによる効果等の事後検証を行った上で、有効な債権回収に努めるべきである。</p>	<p>回収困難案件については、個別に状況を確認し、知事部局と連携して速やかに法的措置を検討することとした。</p> <p>また、今年度9月から、院内に「未収金対策担当者会議」を設置し、来院時の対応や公費制度の利用の可否等の協議を行い、未収金担当者や医事課外来・入院担当者等で個別・重点管理先についての情報共有を図ることとした。</p>
11	共通意見	<p>(中央病院及び白鳥病院－固定資産管理プロセス)</p> <p>会計処理を行うに当たって、必要な情報を明確にし、徹底して引き継がれるよう、体制を構築する必要がある。</p>	<p>重要な会計処理を行うに当たり、引き継ぐべき情報を明確にした業務マニュアルを作成することとし、本年3月の担当者会で病院局ワーキンググループ立ち上げを提案し、6月に立ち上げ、8月に初会合を行った。</p> <p>当該業務マニュアルを事務引継時の必須資料とし、確実に引き継がれる体制とした。</p>
12	共通意見	<p>(中央病院及び白鳥病院－給与支払プロセス)</p> <p>学会関連経費について、経費承認事由の記録が残されていない。医業収益獲得のために貢献する費用で、かつ病院として負担すべき対象であることを確認した記録を残すことが望まれる。</p>	<p>学会関連経費については、院内の「医療従事者の自己啓発に対する支援要綱」等により事前審査が行われており、本年4月からは、当該審査に基づく支出であることを執行伺に明記することとした。</p>
13	共通意見	<p>(丸亀病院及び白鳥病院－運営状況)</p> <p>診療科ごとの収支又はそれに代わる指標などにより、診療科ごとの経営状況を把握することが望まれる。</p>	<p>診療科ごとの経営状況を把握するため、平成30年度から診療科ごとの主な収益(入院収益・外来収益)と費用(材料費)の分析を開始し、経営改善につなげていくこととした。</p>
14	共通意見	<p>(丸亀病院及び白鳥病院－運営状況)</p> <p>病院の運営会議(経営委員会)において、中期実施計画等との比較を実施し、計画の遂行状況及び運営上の課題</p>	<p>本年5月から患者数、収支状況、中期実施計画の達成状況などの課題を院内で情報共有することとし、経営改善につなげていくこととした。</p>

		について検討し、その結果について、県立病院課及び病院職員等と情報を共有することが望まれる。	また、平成 29 年度中に議事録と資料を県立病院課に送付することとし、情報共有を始めた。
15	共通意見	(丸亀病院及び白鳥病院一運営状況) 委員会等での審議事項を共有するため、重要委員会の議事録について、県立病院課に資料回付することを検討すべきである。	平成 29 年度中に、病院経営の重要事項について決定する重要委員会である経営委員会の議事録と資料を毎月県立病院課に送付することとした。

【県営住宅】

番号	区分	指摘の内容(要約)	講じた措置等
1	指摘事項	(募集停止及び家賃) 団地の管理方法や状況について、過去からどのように管理されてきたのか、重要事項については、決定経緯などは後の管理や決定にも必要な情報であり、記録され、情報が保存される必要がある。	募集停止時期、家賃計算、家賃の減額などの管理についての重要事項は、県と指定管理者との情報共有のため「情報共有簿」を新たに作成し、平成 30 年 4 月から決定経緯を記録し、残すこととした。
2	指摘事項	(利用されていない資産) 県の資産である土地が、特定の民間人のみが利用できる状態で放置されている。対応を検討することが望まれる。	全団地を調査し、平成 30 年 3 月に、特定の民間人のみが利用できないように、車止めを設置し対応した。
3	指摘事項	(家賃、退去手続及び駐車場) 入居者等から提出された申請書に受付印を押印していないものがあるが、漏れなく押印することが望まれる。	平成 30 年 3 月から、すべての申請書に受付印を押印することとした。
4	指摘事項	(敷金) 敷金について、年度末残高の照合は行ってこなかったため、県財務システムの住宅敷金の額と、住宅管理システムの敷金の額が一致していない。	平成 29 年度徴収分の敷金について、県財務システムと住宅管理システムのそれぞれ敷金の増減が一致していることを平成 30 年 7 月に確認した。 今後も引き続き、年度末で必ず県財務システムと住宅管理システムでの敷金の増減が一致していることを確認し、年度内で差異が発生しないようにする。
5	指摘事項	(共用部分) 勅使団地においては、共用部に資材が置かれていた。また、観音寺常磐団地の駐車禁止エリアには、改造中と思われる自動車がシートをかけて置かれており、付近の通路や空きスペースには、タイヤなどが置かれ	平成 30 年 4 月に、指定管理者が、資材や自動車の持ち主を確認のうえ、その入居者に対して、撤去を求め、現在、持ち主において徐々に撤去している。引き続き、撤去を催促する。

		ている。これらは、産業廃棄物の不法投棄とも考えられる。早期に撤去を求める必要がある。	
6	指摘事項	(共用部分) 放置自動車については、放置の事実について、指定管理者に報告を求めるとともに、早期撤去に向けた対応を検討する必要がある。	平成30年6月に、指定管理者に報告を求め、所有者等に対して撤去を求め、一部については、所有者が撤去した。撤去されていないものは、引き続き、撤去するよう催促する。 所有者等の行方が分からない場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例(平成16年香川県条例第56号)の規定により、撤去を進めることとした。
7	指摘事項	(共用部分) 建物内共有スペースに、本来あるべきではないものが置かれているので、適切に管理することが望まれる。	平成30年4月に、指定管理者が、ベンチや私物を撤去するよう自治会に指示し、平成30年5月に撤去を確認した。また、入居者が共用スペースに私物を置かないよう、平成30年6月に掲示した。
8	共通意見	(県営住宅の管理方法及び家賃) 指定管理者の巡回管理人等が、県営住宅の運営上の問題を認識した場合には、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで情報共有のうえ、記録する必要がある。	平成30年4月から県営住宅の運営上の問題等について、問題の原因と、県あるいは指定管理者の対応、その顛末まで県と指定管理者で情報共有するため、巡回管理人の日報に対応した記録様式を定め、巡回管理人からの情報提供等を記録し、県及び指定管理者で回覧することとした。